

第 19 日目（3 月 17 日）

○議 長（黒滝松男君） おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は 26 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席の届け出がでておりますので報告をいたします。

[午前 9 時 30 分]

○議 長 本日の日程は、議事日程第 10 号のとおりといたします。

○議 長 日程第 1、第 19 号議案から日程第 10、第 32 号議案までの 10 件を一括議題といたします。10 件について総務文教委員長・岡村雅夫君の審査報告を求めます。

総務文教委員長。

○岡村総務文教委員長 おはようございます。総務文教委員会の審査報告を行います。本委員会は平成 29 年 2 月 27 日に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第 110 条の規定により報告いたします。

第 19 号議案です。南魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案可決でありました。

第 20 号議案 南魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案可決でありました。

第 21 号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、原案可決でありました。

第 22 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、原案可決であります。

第 23 号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について、原案可決であります。

第 24 号議案 南魚沼市税条例の一部改正について、原案可決であります。

第 25 号議案 南魚沼市奨学金貸与基金条例の一部改正について、原案可決であります。

第 29 号議案 南魚沼市個人情報保護条例の一部改正について、原案可決であります。

第 31 号議案 南魚沼市農業者トレーニングセンター条例の一部改正について、原案可決であります。

第 32 号議案 南魚沼市部制条例の一部改正について、原案可決であります。

審査の状況であります。期日は平成 29 年 3 月 3 日金曜日であります。委員の出席状況は、8 名全員であります。議長の出席もいただきました。審査の内容についてであります。執行部、総務部長、市民生活部長、教育部長、地方創生特命部長、秘書広報課長、企画政策課長、総務課長、財政課長、学校教育課長、社会教育課長の出席を求め、審査を行いました。各議案ごとに若干の説明を申し上げます。

第 19 号議案については、2 点ほど報告させていただきますが、仕事をしている時間に 1 時間抜けて、ちょっと家に行って介護をしてくると。そういったときには、給料の減額をする

ということかということで、そういうことだという返答であります。

また、養子縁組里親というものがございまして、これは将来的に養子縁組を結ぶことを前提とした里親委託というのがありまして、この場合には適用になるということでありました。その後、採決に移りまして異議なし、原案のとおり可決ということであります。

第20号議案、これについては質疑討論なし。異議なしで原案のとおり可決であります。

第21号議案、これについては質疑がございまして、若干、報告をさせていただきます。特別職報酬審議会についてであります。議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとするということはあるが、期末手当の月数をどうするということは、審議事項ではないということが答弁されております。

また、人事院勧告については、期末手当の月数は県内の各自治体を調べたところによると、人勧どおりにやっているのが14市、そうでないところが5つあったということが答弁されております。採決に移りまして、異議あり、反対の声がありましたので、起立による採決を行いまして、起立多数で原案の可決でありました。

第22号議案、これについては質疑、討論なしでありましたが、反対の声がありまして起立採決を行い、起立多数で原案のとおり可決ということでありました。

第23号議案については、質疑討論なしということで、異議なし、原案のとおり可決ということでありました。

第24号議案については、質疑討論なしで、異議なし、原案のとおりということでありました。

第25号議案につきましては、若干の質疑がありました。緩やかになったということで、2か所からの奨学金を受けると、返済が大変なのではないかということに関しては、個々にまた相談をしながら対応して返済をさせていただいているという返答であります。

また、「学業が優秀なもの」という部分を削ったわけでありますので、あとは経済的な理由だけで選定をするのかという問題については、自分の向上心を訴える作文の提出とか、在学証明、合格通知証等、書類を見た上で判断をさせていただくという答弁でありました。また、これに伴い、今後、奨学金の額とかあるいは枠を広げていくべきではないかということについては、敷居を低くしてより借りやすい形でやっていきたいと。また、奨学制度を利用した方々がぜひ戻ってきてもらいたいというあたりを強調すべきではないかということについては、十分な周知を図っていきたいということでありました。希望者が多くいた場合の優先順位は、ということでありましたが、たまたま、今現在は30人程度で推移しているということで、そういうまだ状況にないということでありました。保証人については、2人以上をお願いしているということでありました。

採決に移りましたら、異議なしということで、原案どおり可決ということでありました。

第29号議案、質疑、討論なしで、採決に移りまして、異議なし、原案のとおり可決ということでありました。

第31号議案、これについては質疑がございました。利用料金について市民と市外の方の実

情、なぜかということで聞かれましたら、通常よその例を見ましても市外は市内料金の倍というのが通例のようだというものであります。また、いろいろ危険な施設もあるわけで、要するに高度な施設があるわけで、特別な人を配置するかという問題については、全く無人でおけないと思うと。平日の5時以降、夜間の部分、それから土日の部分については、委託という格好で常駐させたいという返答でありました。指導者のインストラクター等の常駐ということについては、今のところ考えていないということであります。また、一流の選手等が合宿に来たときに、見学等をされるようにしたらどうかという問題については、ぜひそういったことをやっていただきたいということでありました。ちょっとだぶりますが、インストラクター常駐の件についての質問がありまして、これから新しくできる生涯スポーツ課を中心に取り組んでいきたいということが示されました。

あと、トランポリン等の使い勝手であります、1人幾らという形ではなく、1台1時間幾らというような形でありますので、そういった形で占有ではなくて個人利用でいきたいということが述べられました。

あともう1点であります、会場というかトレーニングセンターの配置の問題で、奥のほうはバスケットボール等のコートになっているが、その設計についてどういったいきさつがあったかという話、問いに関しては、設計するに当たっては小野塚彩那さんらの意見を聞いたりして、手前のほうがそういったジム、あるいはトランポリン等の施設があったほうが使いやすいのではないかとということで、また管理人室の近くのほうが監視する窓等も小窓も用意しておりますので、そのほうがいいのではないかとということで、今の形になったということでありました。採決に移りまして異議なしということで、原案のとおり可決でありました。

第32号議案、これについては質疑討論なしで異議なしということで、原案のとおり可決でありました。

以上が審議内容の結果であります。その後、報告事項が2点ほどありました。これについては質疑なしということで報告のみでありましたので、若干触れさせていただきまして報告とさせていただきます。固定資産税に係る住宅用地特例の適用誤りということがございましたが、これについての調査が、ほぼつかめたということであります。特例の未適用の疑いがあるものが約250件、また、特例除外をすべき疑いがあるものが340件あるということが報告されております。9月定例会補正までには、この、(何事か叫ぶ者あり)いいですか。そういう例があったということで報告しておきます。

もう1点は、南魚沼市公共施設等総合管理計画の策定ということで調査され、方針が示されたということでありますが、まだ委員会としてどこまで触れたということではございません。執行部のほうでそういう目標が示されたということであります。以上です。

○議 長 10件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 総務文教委員長にお伺いをいたしますが、第31号議案の中での審議等々の報告をいただきましたけれども、要はその市民利用に対してちょっと制限がかかるのではな

いかという心配が、いろいろなところからも出ているわけですが、これについての説明、あるいは質疑がなかったということでしょうか。

○議 長 総務文教委員長。

○岡村総務文教委員長 直接、その地域住民が利用するにという形ではなく、その施設を市民が利用する、その施設を利用するという形で、要するに今の備えられた施設ですね。その範囲内の質疑でありました。1点、それにかかわるとすれば、一番最後に報告をした位置の問題です。その設計段階のことで若干、質疑があった程度であります。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第19号議案 南魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第19号議案 南魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第20号議案 南魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第20号議案 南魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第21号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

最初に反対の発言を許します。

9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 9番の勝又が反対の立場で討論に参加します。去る2月1日に開かれた特別職報酬等審議会での報告が、施政方針の最後のページ、148 ページの一番最後に載っています。これを読んでみます。「2月1日に、特別職報酬等審議会を開催しました。6人の委員全員が出席し、全会一致で特別職の給料及び議員の報酬については据え置くととの答申が出されました」と。このように明記されています。そんな状況の中で、議員の期末手当引き上げの議案が上程されたわけであります。全く理解できず、うなずけないものであります。

今回この期末手当を上げることの法的な根拠はありますかとの質問に対し、人事院勧告に準ずるものとして考えたいとの答弁があったように記憶しています。人事院勧告は国家公務員を対象とするもので、地方自治体の議員の期末手当とは、直接関係のないものと私は認識しています。我々議員は市民の代表で、議会は市民とともにあるものであります。今回の議会で新年度予算を大きく削減したということは、市民サービスに少なからず影響があるはずで、そんな中で議員として議場に身を置く我々が、議員の期末手当引き上げの議案に賛成するべきではないと、そのように考えるものであります。

市の財政は非常に厳しい状況が続くとされ、施政方針の総論には、徹底した経費の削減への取り組みと明記されています。今回のこの議会で緊縮予算を可決したこのときだからこそ、議員の期末手当の引き上げには反対なのであります。我々議員は市民とともに痛みを分かち合うという精神を持つべきであると私は考えます。市民サービスを削り、自分たちの収入を増やすなどということが仮にあるとすれば、私は遺憾なことだと思えます。これは議場に身を置く議員として、倫理の問題であるとさえ思いたくなるのであります。

市長は後藤田正晴の「省益を忘れ、国益を想え」という言葉を引用していました。12月議会では既に、議会は議員定数4人削減という形で身を切りました。痛みを伴うこの改革に乗り出した今、市民とともにみんなが我慢するべきものであると信ずるものであります。繰り返しますが、特別職報酬等審議会の答申は、全会一致で据え置きであります。期末手当については何も書いてないから、だからこれは上げてもいいとのそのような解釈であるとするれば、私はそんな状況ではないのではないかと、そのように思う次第であります。

最後に、この議案を上程しないという選択肢もあった中で、市長の判断で上程されたもので、私は大変残念な思いであります。一般会計に賛成した私が、ここでこのような反対討論をするということは、一貫性に欠けると思う議員もあろうかと思えます。別の議題として提出されたがゆえに、この部分に関してのみ申し上げるならば私は反対であります。

以上で、私の反対討論を終わります。多くの議員の皆様よりご賛同をいただきたいと思えます。以上であります。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

13番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 おはようございます。第21号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論に参加いたします。今ほど反対者が述べられましたけれども、しっかり我々も下げるときは下げて、上げるときは上げてい

ます。1年半ぐらいになりますか、今の報酬が決まったのは条例が出てまいりました。一貫して上げるときに反対していればいいのですけれども、そうではない。下げるときも下げて、しっかり我々は対応しているつもりです。

市長も答弁でも申し上げていたとおり、いろいろな上位法とかの問題もあり、今のこの条例については、こうやるべきだということを言っているわけであります。今、一部のこういう状況での反対という言葉がありましたけれども、しっかりこの条例について今回は賛成、今度じゃあ下げるときはどうするんでしょうかね。また、それが戻るときも絶対あると思うんですよ。全て一貫しているのであればいいのですけれども、今回だけというのは、私は腑に落ちません。

満場一致での議員の皆様の賛成を願い、私の賛成討論といたします。よろしく願いいたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

2番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 おはようございます。第21号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。先ほど勝又議員からもお話が大分ありました。だぶる部分がありますので簡単にさせていただきます。

条例改正の説明の中では、人事院勧告にふれられていましたが、私も議員や特別職については勧告の対象にはならないものだと思います。また、施政方針資料の記述では、2月1日の特別職報酬等審議会で6人の委員、全員一致で据え置くとの答申が出されています。例え期末手当であれ、引き上げることは審議会の決定をないがしろにすることとなり、審議会の権威を失墜させることにもつながると考えます。

また、新年度予算編成に当たっての所信では、政府の経済見通しをそのまま触れていますが、景気回復を実感している市民は少ないのではないのでしょうか。収入の年金を減らされる、ハローワークの有効求人倍率が高いといっても、パートなどの非正規雇用がほとんどで、1人当たりの所得額が増加していないことは、政府の統計でも明らかであります。

こうした中、市民感情からしても引き上げるべきではないと思います。南魚沼市議会議員の議員報酬に関する条例の一部改正、大勢の皆さんから賛成していただきますよう、よろしく願いいたします。以上で終わります。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者の発言を許します。

3番・広田公夫君。

○広田公夫君 第21号議案について反対の討論を行います。私、総務文教委員でありまして、総務文教委員会でも反対させていただきましたので、まずは反対させていただきます。この件について私を応援している方にお話ししますと、一番簡単なことは、もう議会で議員が賛成したのだからいいんじゃないのかと。過去も全部、塩谷議員が言われるように議会で

みんな賛成されてきたのだからいいんじゃないかと。ただし、その議員の方々が選挙で自分の給料を上げると言って出たのかと。正々堂々と行って出たのならわかるけれど、議会で賛成することがわかっていてやったんじゃないのかと、非常に厳しい意見をいただきました。ですから、皆さんが正々堂々と——正々堂々と行ったらやっぱり失礼かもしれませんけれども、選挙に出るに当たって、議員の給料は安いから、ちゃんと生活ができる給料にして議員もしっかりとそこに集中できるようにというお言葉をいただきました。

市長の発言の中にも、答弁の中にも議員の給料が安いと。私は年金生活者で、その上で議員手当をいただいていますから、非常にたくさんの税金をいただいている身であれなんですけれども、確かに40代、50代の非常に厳しい、ましてやこれを専任して議員活動をされる方が生活するに当たっては、市の幹部職員の部長以下の給料、へたをすれば係長クラスの給料で果たしていいのかとは思いますが。

しかし、やはりこれだけ財政が厳しいといわれる中で、上げるのであれば、議員の皆さんも次回の選挙のポスターに、妥当な金額の議員給料にしてくださいと訴えてから、この議場で賛成していただきたいと思います。以上、終わります。反対していただきたいと思います。

○議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

21番・阿部俊夫君。

○阿部俊夫君 おはようございます。第21号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論をさせていただきます。人事院勧告によって国家公務員の給与は改定をされてきましたけれども、地方公務員の給与もそれに連動すると、こういうことがずっと慣例になっております。どれが妥当かということは、我々は判断はできかねますけれども、それぞれお話ありましたけれども、市民の一番関心の高いこと、それは議会に関しては、まず、議員定数の問題、それから議員報酬の問題、それから最近では政務調査費こういうことにまで、いろいろ議論がきているわけです。そうした中で議会はいらないなんて、そういう極論まで飛び出すようなことまで言われております。

戦前は県知事だとかこの市町村合併前の郡町、あるいは市長村長、そういったものは民選ではなかった。官選でお上からいろいろまた指示が来て、それぞれ決まっていたわけですがけれども、そういったときには、自治体も、我々も単なるチェック機関といいますか、執行部が出すことに対するそういった部分が非常に強かった。戦後は憲法できちんと地方自治というものがうたわれて、二元代表が確立をされてきました。そうした中で、二元代表とはいいいながら、しかしながら機関委任事務というものが非常に多くて、我々議会はずっと単なるチェック機能というか、そういったことに甘んじてきたわけですがけれども、二元代表ということが本来、発揮されなかった。

しかしながら、2000年に地方分権一括法というものが施行されてから、議会の立場もその法に沿えば相当な権限を与えられてきました。そういった点で、本来の二元代表が実行でき

る。そういったことで議会は民意を束ねて、議会みずからが政策論争しながら、執行機関とのいろいろな提案内容を独自に修正したり、あるいはみずからさまざまな政策提案ができる、そういった立法機関としての立場になりました。

今までにない、議運の皆さん、先進地の視察をいろいろされたようではございますけれども、そうした中でやはり先進地はそういったことを発揮されている。それには党派とか会派とかではなくて、議会がひとつになって政策論争をしてまとめる。こういうことが大事なわけで、それだけやはり今までにはない議会も大変な重責を負う、責任のある立場になってきました。責任が重くなれば、それだけ議員活動も専門的にやらなければなりません。

我々が最初に出たころは、本当にまだ単なるチェック機関だと、我々もそういったようなことで先輩からも教えられましたけれども、今はそうではない。能力のある人がきちんと出て、議会活動ができる。そういうように報酬であれ、期末手当であれ、きちんとした議会活動ができる、政治家としての活動ができる、そういったことはやはり保証するべきだ、こういうふうに私は考えます。

市の中でも3,600人、北海道の歌志内市。横浜市ここへ行くと373万人。千倍以上の人口の格差がある。国会では1票の格差というようなことでいろいろ問題になっておりますけれども、問題にならない議員定数なんかそうですけれども、議員報酬についても私は今のが妥当なのかどうかということは、自分では判断をしかねます。しかし、若い人たちがこれから政治家として、市会議員としてきちんとやっていけるだけの報酬等は出しては当たり前だところだと思います。そのことを我々が判断することはできませんけれども、そういった点で責任を果たす。そういったことを念頭に置きながら、議員の皆さんからこの原案には賛成をさせていただいて、みんなでそういった議論を深めていただきたい。こんなことをお願いしながら、賛成の討論といたします。どうか皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。第21号議案南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第22号議案南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。最初に原案に反対者の発言を許します。

9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 第22号議案について反対の立場で討論させていただきます。去る2月1日の特別職報酬等審議会での結論については、先ほど申し上げましたので省くことといたします。同様の理由で反対なのでありますが、これについても同じく人事院勧告に準ずるという考え方であろうかと思えます。言うまでもなく、人事院勧告については、国家公務員を相手に出されるものであって、全国一律、北海道から九州、沖縄に至るまで同じ物差しであります。東京や横浜などと、新潟県で一番財政が苦しいといわれるこの我が南魚沼市、同じ物差しをあてて測ること、そのことのほうに無理があると私はそのように思います。人事院勧告に合わせなければならないということはありませんし、また、準じなければならないということもないと。私は同じ理由でそのように考えるものであります。

また、後藤田正晴さんの言葉を引用してみたいと思います。「省益を忘れ、国益を想い」と、引用したのは、林市長であります。人事院勧告のことなど忘れ、市民とともに痛みを分かち合うという精神を大事にしてほしいものだと思うものであります。

給与や手当と市の財政は、全く別のものである、というそういう考え方もありますけれども、同じパイの中で計算して分けるわけですから、全く別のものであるとそう考えるのは、またいかなものかと私はそんなふうに思っています。「省益を忘れ、国益を想え」という言葉を思い出すべきであります。徹底して経費削減に努めるということであれば、「まず隗より始めよ」という言葉があります。繰り返しますが、特別職報酬等審議会の答申は全会一致で据え置きであります。年末手当については、話題に出なかったということで、賛成も反対もしてみようがないと。ただ、それだけのことであります。結論は同じであります、私の反対討論とします。

この議案がこの議会の議場に上程されたことを、大変残念に思うものであります。多くの議員の皆様よりご賛同をいただきたいと思えます。以上で終わります。

○議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

19番・樋口和人君。

○樋口和人君 それでは、第22号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、原案賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。先ほどもこの前の議案のときもありましたけれども、人事院勧告、これは国家公務員に当てはめるものであって、地方の議員ですとか職員には当てはまらないと。おかしいというようなことのお話がありましたけれども、それではじゃあ、地方の職員等々はどこに給与の基準を求めるのかということで、今までうちの市はずっと人事院勧告に対応するというのでやってきております。これを否定してしまいますと、我が市の職員の給与等々、どこに基準を置くのか。今までのことが全てなくなるということで、これはやはり関係ないということではなくて、きちっと人事院勧告に準拠してのっとなってやっていくというものだと私は思っております。

それから、特別職の報酬審議会、ここでのお話に報酬については据え置くというようなことがございましたけれども、報酬審議会については、報酬等々の審議はすると。ですが、期

末手当等々はここの報酬審議会の職務の中に入れておりません。これは条例で決まっていることですので、それを否定してしまう。条例を否定するのは議員としていかなものかというふうに考えております。

また、特別職、市長あるいは我々もそうですけれども、大きな市、小さな市、あるいはいろいろ先ほどもあったですけれども、そこによって仕事が違う。仕事が重い、軽いがあるとは思っていません。本来であれば、市長あるいは職員の皆さん、大きな市と我々、小さなところと同じであるべきだと。これが仕事に対する向き合う姿勢だと思っておりますし、そんな意味で私どもも今のうちの市の職員、市長、いわゆる特別職の皆様方の報酬、あるいは手当が私は十分だというふうな認識も持っておりません。ですので、ここでこの条例を改正して、特別職の期末手当について上げることに、ぜひ多くの皆さん方から賛同をいただくという事で私の賛成討論といたします。

○議長 長 次に原案に反対者の発言を許します。

2番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 第22号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。反対理由は先ほどの議員報酬の条例改正の中で述べさせていただきましたが、全く同じであります。人事院勧告は議員や特別職については勧告の対象になっていないこと。一般会計予算の審議でも明らかになりましたが、大変厳しい予算となっていること。また、2月1日の特別職報酬等審議会で6人の委員全員から据え置くと答申が出されたこと。例え期末手当であれ、引き上げることは、審議会の決定をないがしろにすることとなり、審議会の権威を失墜させることにもつながるのではないのでしょうか。

また、アベノミクスによる景気回復を実感している市民は、少ないのではないのでしょうか。年金が減らされ、有効求人倍率が高いといっても、パートなどの非正規雇用がほとんどで、1人当たりの所得が増加していないことは、政府の統計でも明らかであります。こうした市民感情からしても、引き上げるべきではないと思います。ぜひ、この南魚沼市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正に、多くの皆さんから反対をしていただきますようお願いいたします。以上で終わります。

○議長 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者の発言を許します。

3番・広田公夫君。

○広田公夫君 第22号議案について、反対の立場で討論に参加させていただきます。これも私、総務文教委員会で反対ということでやらせていただきました。「財界にいがた」の平成29年3月1日版によれば、本県、上場企業の平均年収と言えども、公務員の足元にも及ばないというような記事が載っております。そういう中であって、三役の期末手当を上げるというこのような状況が、足元に及ばないというような記事もある中で行われるということに対して私は反対させていただきます。

また、ある資料によれば、南魚沼市の3万800人ぐらいの年収のデータを見ますと、300万円以下の方が1万9,000人ほどおります。それを率でいうと、62.4%の方が300万円以下です。ですから、このような状況の中で、以前も私、市の職員の給料に見合った仕事をしているかという質問もしましたけれど、非常に市民からみれば多くの給料をいただいているという、そういうことを言われる市民の中であって、このようにあまりにもこの南魚沼市の賃金実態に乖離したような給与の中で、また、市民からみれば市の仕事がちゃんと見合った仕事をしていればいいよという声も聞いております。

でもそうであっても、今この財政の状況で市長自身も財政が厳しいというふうにちゃんと述べておられます。そういう中であって、一番のトップの皆様方がまず襟を正して、財政が少しよくなったから、上げていただきたいというような市政報告であればまだよろしいのですけれど、厳しいといいながら三役の期末手当を上げるということは、市民感情からみたらいかがかと思ひまして、反対させていただきます。反対に賛成をお願いいたします。以上です。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。第22号議案南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第22号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 第23号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第23号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第24号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 24 号議案 南魚沼市税条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 24 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 25 号議案 南魚沼市奨学金貸与基金条例の一部改正についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 25 号議案 南魚沼市奨学金貸与基金条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 25 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 29 号議案 南魚沼市個人情報保護条例の一部改正について、に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 29 号議案 南魚沼市個人情報保護条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 29 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 31 号議案 南魚沼市農業者トレーニングセンター条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 31 号議案 南魚沼市農業者トレーニングセンター条例の一部改正につ

いて、反対の立場で討論に参加するものであります。委員長の報告の中でもいろいろと言われておりましたけれども、一番に懸念すべき問題は、インストラクターの常駐でありますし、また、配置の問題等であります。ハーフパイプのときにも申しました。ハーフパイプ、このトレーニングセンター、そして、これから整備をするスケートボードパーク。これら、統一的な指導体制というものができ上がっていないと。そういう中で、施設だけを先につくると。こういうことで果たして、まず、南魚沼市の子供たちのトレーニングとして適当なのかどうかということが問題だと思っております。

昨日もほぼ完成したトレーニングセンターを見てまいりました。ウエイトトレーニング、要するにバーベルであります。インストラクター、コーチがいなければ非常に危険なものだというふうに思っております。ボルダリングも完成しましたが、ハングオーバーという部分も設置をされている。まさに超一流のアスリート仕様のものであるということは、確認をしております。こういう施設をつくるのであればこそ、トレーナーであったり、コーチであったりそういう指導体制というものをきちんと確立した中で、こういうものは使っていくものであるというふうに思っています。

もう1つは、使用料金をいただくということでもありますけれども、受付者はトレーナーではない。しかしながら、利用者にとってみては、受付者がトレーナーだと思われてしまえば、何かあった場合について受付者がまず一番に責められると、そういうようなことで発進してよいのかということでもあります。ここら辺は、もう一度きちんと体制を立て直して、その上で条例を制定すべきものだというものであります。

○議長 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 第31号議案 南魚沼市農業者トレーニングセンター条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。本当に私も、まちづくり協議会などでこの施設をたまたま工事している中、見たりとか、また最近も何日か前に行ってまいりました。非常にいい施設ができてよかったなということを、私は思っております。そして、まちづくり協議会で、事務局がすぐ目の前にあるので、そこの上から写真を撮ってフェイスブックにあげたりすると、非常にボルダリングとかトランポリンに対して、市民の期待が高い。市民もそうですし、市外の期待も高いというのを私は実感しております。

先ほどの反対討論者の中で、トレーナーがちょっと不安だよ、だからそういう姿勢をしてから、ちゃんと改めて条例提案したらどうだというふうな意見がありましたが、私はこういうふうな話を聞いております。今までそれこそ南魚沼では、スキーのアルペンですね。私が聞いているのはスキーのアルペンですけれども、アルペンの子供たち、この子供たちが今、普通の体育館でトレーニングをしておりますけれども、石打トレセンが農業者トレセンができたなら、ここにこういう施設ができたならそこに引っ越しをして、ウエイトとか体幹トレーニング、バランスとかをとったりそういうことをやって、しっかりとしたアルペンのコーチとかそういう指導を受けながら、しっかりと子供たちを上達させていきたいとか、そういうふう

な話があります。

常駐に関してトレーナーがいないとか、また危険だとかいうのもありますけれども、私はこういうふうな施設というのは、非常にある意味、危険というの危険だけれども、ちゃんと使用者、利用者そして保護者こういう方たちがしっかりと注意を促して、手探りで始めていくのも今回の施設はしょうがないんじゃないのかなという思いがあります。

そういう点で、非常にスポーツの、これからの南魚沼の、また明るい未来の展望を抱く子供たち、そして成人、そして一般の余暇を楽しむ、こういう人たちのためにも、この施設は本当に未来、いい施設になると思いますので、ぜひ、議会で全員賛成でこの施設の門出を祝っていただければと思います。以上のことをもって賛成討論といたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。第 31 号議案南魚沼市農業者トレーニングセンター条例の一部改正について、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成者の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 31 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 32 号議案 南魚沼市部制条例の一部改正についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 32 号議案 南魚沼市部制条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 32 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 11、第 15 号議案から日程第 16、第 33 号議案までの 6 件を一括議題といたします。6 件について産業建設委員長・鈴木一君の審査報告を求めます。

産業建設委員長。

○鈴木産業建設委員長 それでは、産業建設委員会に付託されました議案の審査結果報告

をいたします。その前に、配付の産業建設委員会審査報告書の議件番号がちょっと違います。ちょっと見ていただいて、3行目、18号議案は27号議案、4段目、27号議案が28号議案、28号議案が18号議案となります。

日程として平成29年3月1日、委員全員出席、議長からも出席をいただきました。それでは予算2件、条例4件の審査報告をします。

第15号議案 平成29年度南魚沼市下水道特別会計予算について、執行部より提案理由の説明の後、質疑に入り、以下の質問がありました。公営企業会計適用分の市債について。不明水対策について。一般会計から17億円繰り入れをしている公営企業会計への移行後は、必要な繰り入れは。下水道の接続率、流域下水道の負担金について、委託料についてなどの質問が出ました。討論はなく採決の結果、第15号議案は全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

続いて第16号議案 平成29年度南魚沼市水道事業会計予算について、執行部より提案理由説明の後、質疑に入り、以下の質疑がありました。水道事業の将来ビジョンの方向性が定まらず、地下水条例とのすり合わせができないのでは。料金徴収委託料について、新規水源とした場合のダムの負担について、消火栓の設置について、水道料金を値下げした場合の高料金対策分について、老朽管の残りについて、移住定住のための料金値下げはあるのか、資本的留保金はどのように発生しているのか、水道事業ビジョンのケース1から3のランニングコストについて。主な質疑がこれです。討論に入り、1件の反対討論、賛成1件、起立による採決の結果、起立多数で第16号議案 平成29年度南魚沼市水道事業会計予算は、可決すべきものと決定いたしました。

次に第18号議案 南魚沼市中小企業者等振興基本条例の制定について、補足説明はなく質疑に入り、以下の質疑がありました。市役所内の市内業者からの仕入れ割合は、市内業者を対象とするならば、理念だとしても具体性に欠けているのでは。条例制定後、市民にどう周知するのか、小規模企業登録制度は現在どうなっているのかというような質問がありました。討論はなく、全員一致で第18号議案 南魚沼市中小企業者等振興基本条例の制定については、可決すべきものと決定いたしました。

第27号議案 南魚沼市農業集落排水処理施設条例の一部改正について、補足説明はなく、質疑は1件ありました。討論はなく採決に入り、全員一致で第27号議案 南魚沼市農業集落排水処理施設条例の一部改正については、可決すべきものと決定いたしました。

第28号議案 南魚沼市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び南魚沼市特定環境保全公共下水道事業等分担金条例の一部改正について。補足説明の後、質疑に入り、以下の質疑がありました。徴収猶予についての説明を求める。旧町ごとの負担金について。討論に入り、反対討論1件、賛成討論なし。起立による採決の結果、賛成多数。よって、第28号議案は可決すべきものと決定いたしました。

第33号議案 南魚沼市工場立地地域準則条例の一部改正について、執行部からの補足説明、質疑はなく、採決の結果、第33号議案 南魚沼市工場立地地域準則条例の一部改正について

は、全員一致で可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議 長 6件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

13番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 第18号議案についての今ほど説明がありましたけれども、市のほうでどれぐらいの量が外注というか、市外に出ているという部分と、それが金額が大体どれぐらいなのかというような答弁があったのかなのか。市の方針として今後この条例が制定されたときは、そういう見直しをしていくのかどうかというような答弁があったかないのかという部分について委員長にお伺いします。

○議 長 産業建設委員長。

○鈴木産業建設委員長 市の仕入れ割合につきましては、所管が違いまして産業振興部ではわからないということで、総務部に聞かないとわからないという答弁でした。

それと2番目の質問については、質疑がありませんでした。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 同じく第18号議案に関してでありますけれども、この中で第4条の3の中に書かれている部分ですね。ここについて、要は市内業者優先ということになると、高上りをする危険性を含んでいるのだというようなところの質疑がなかったように聞こえるのですが、本当にそういうところはなかったということでしょうか。

○議 長 産業建設委員長。

○鈴木産業建設委員長 なかったと記憶しています。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開は11時ちょうどといたします。

〔午前10時42分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午前11時00分〕

○議 長 第15号議案 平成29年度南魚沼市下水道特別会計予算に対する討論を行います。まず最初に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第15号議案 平成29年度南魚沼市下水道特別会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 15 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 16 号議案 平成 29 年度南魚沼市水道事業会計予算に対する討論を行います。最初に、原案に反対者の発言を許します。

2 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 たびたびの反対討論ですが、第 16 号議案 平成 29 年度南魚沼市水道事業会計予算について、反対の立場で討論を行います。私は一般質問でも触れさせていただきましたので多くは語りませんが、県下一高い水道料金の引き下げは、多くの市民が関心と期待を寄せている市政の重要課題であり、また、市長選挙の公約でもあります。また、市長が目指す若者が帰ってこられる、住み続けられるふるさとづくりにとっても、大きな障害になると考えます。

市長は一般質問への答弁では、福祉減免的な料金値下げを検討しているようですが、隣の魚沼市と同じとまではいかなくとも、せめて県内平均の 1 立方メートル当たり 150 円を目指してほしいと考えます。また、最低料金が 2,415 円と異常に高いのも問題です。10 立方メートルに満たない利用者も大勢いるわけで、こうした皆さんへの配慮も必要だと考えます。これらの点から、水道料金引き下げが一切、盛り込まれていない平成 29 年度予算には反対をいたします。皆さんの賛同をよろしくお願いします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4 番・永井拓実君。

○永井拓実君 南魚政策研究会を代表しまして、平成 29 年度水道事業会計予算の賛成の立場に討論に参加いたします。前提としまして、現在の南魚沼市の水道料金が高いということは認識しております。その中で、平成 29 年度の予算案の説明を受けた際に、市としての経営努力をし、将来的に水道料金の値下げ、もしくは水道水の質の向上を図ろうという内容の説明を受けました。

内容については以下の 3 点です。計画的な施設更新について。これは施設規模の見直しや更新優先度を設定し、投資抑制をするということです。これについてはケースを 1 から 3 に分け、畔地浄水場を廃止することも視野に入れた計画説明がありました。2、水道財政の健全化について。水道料金以外の増収策として、国庫補助採択などの財源確保に努めるという話が上がっておりました。3 番目、効率的な事業運営についてです。これは投資以外の経費抑制政策として、施設運営委託や料金センターの委託など、運営経費の見直しをするという説明を受けました。

改めまして、水道とはライフラインそのものであります。現代社会において、水道とはまるで空気のような存在であること。そのありがたみを感じることは、特に災害時などライフラインの切断を経験しなければ、感じることはなかなか難しいのが現状です。災害時などを含めた計画的な施設更新については、期待するものは大きいものです。今回の予算は経営努

力のほかに市民の生活をいかに守り、豊かにしていくかを考えていくという姿が見てとれます。畔地浄水場の今後のあり方も含め、検討を進めることを期待しております。

さらに、現有資産の総点検をした結果、詳細に分析し将来に引き継ぐべき資産を明確にし、災害時でも給水に困ることが少ない、深井戸による水道水の確保などを考えていく必要があります。また、漏水による無駄な支出を抑えるために、調査、修繕を行うことも求められます。そして、料金収納管理等の民間委託を行い、経費や職員数を削減していこうというビジョンも、前向きに経営努力をしていこうという姿勢と言えるでしょう。

このようなことを複合的に考えるのであれば、平成 29 年度の水道事業会計予算は、おおむね評価に値いたします。今後の水道事業会計においても多くの課題を克服し、市民生活をよりよいものにしてほしいと強く要望をして賛成といたします。多くの議員からの賛同を求めます。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

5 番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 それでは、第 16 号議案 平成 29 年度南魚沼市水道事業会計予算に、南魚みらいクラブを代表いたしまして賛成の立場で討論に参加いたします。市民生活を守るため、南魚沼市水道ビジョンを掲げ、安全な水を安定的かつ継続的に供給できる、強靱な水道の構築を理念として、老朽管の更新、施設の適正な維持管理、水源等の改良、確保に取り組み、また、大変重要な課題であります漏水調査を実施し、修繕を行うなど積極的な取り組みの姿勢がうかがえるものであります。また、現在にわたり消費税増税に対しても料金改定を行わず、福祉減免を継続しております。

水道は一日 24 時間 365 日、使えて当たり前という感覚になりがちですが、近年、頻発する自然災害時などには、大規模な断水が起こる可能性があります。以前、南魚沼市でも水源の水が濁り、浄水機能が低下して断水がありました。そういったことを踏まえ、南魚沼市の水道ビジョンに掲げられた強靱な水道の構築にこれからも取り組んでいただきたいと思います。

今回の予算案は、林新市長のもと、厳しい財政の中、水道事業管理者をはじめ、職員の皆さん方が知恵を絞っての予算編成と評価をいたします。

簡単ではございますが、第 16 号議案 平成 29 年度南魚沼市水道事業会計予算に対する賛成討論といたします。多くの皆様のご賛同をお願いいたします。

○議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

〔何事か叫ぶ者あり〕

はい。次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 平成 29 年度南魚沼市水道事業会計予算に対して、新生市民クラブを代表して賛成の立場で討論に参加するものであります。反対者が述べられた高い水道料金の引き下げ、これを公約に掲げて市長選を勝ち得た林市長でありますけれども、今年度、制度設計に入るといような形でありましたが、非常に厳しい会計であるというのは、私は市会議員になってからずっとこの会計を見てきてそう思っているわけでありまして。

そんな中でも、老朽化した施設の更新、これをどうするかという大問題をずっと引きずってきた。毎年度、毎年度この部分について期待をするという賛成の討論をしてきたわけでありましてけれども、なんととっても施設利用率 31.7%、有収率 78.0%という、こういうような施設をどうやってダウンサイジングしていくのかという問題であります。

ケース 1、2、3 ということで、メリット・デメリット等々を水道課のほうでは算出をしながらやっておるといっても、この数値を見る限りでそうかといって納得をできない部分もあります。それは大胆な切り込みをしていくということについての踏み込みが毎年、毎年、期待している割には非常に弱いものがあるという部分があります。

そうした中でも、この管路更新率 0.44%というこの数字が、遅れば遅れるほど老朽管更新についての費用がない中でどうするのだという部分がでてくると。それを踏まえながら、この畔地浄水場を含めた大胆な切り込みをしての施設更新ということを、本当に平成 29 年度はしっかりと取り組む。早く出していただきたい。でなければ、期待をしてこの予算案に賛成している者として、市民の皆様申しわけが立たないというそういう思いなんですよ。

反対者の中でも、魚沼市並みの料金といっても、反対者もよくご存じでしょうけれども、魚沼市とうちの市では水源のやり方が全く違うというところでありまして、福祉減免に市が踏み込んだ、すばらしいことでもありますけれども、やっぱり最低水量 10 立米という部分については、10 立米未満という方がもっと多くいらっしゃる。これについては、現実的に対応せざるを得ないだろうと。しかしながら、それを補う部分で一般会計からどのくらい水道会計に入れられるかということについても、これは国のほうの施策を見ながら、当然、進めなければならないと思っております。

それにしても、山紫水明のこの南魚沼市で、安心・安全な水道水供給に、日々、全力を傾けている水道課の皆さんには、大胆な切り込みで平成 29 年度、今年度こそ更新計画の全体像を示していただけることを期待して賛成とするものであります。

○議長 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議長 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。第 16 号議案平成 29 年度南魚沼市水道事業会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 16 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 18 号議案 南魚沼市中小企業者等振興基本条例の制定について、に対する討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 18 号議案 南魚沼市中小企業者等振興基本条例の制定について、反対の立場で討論に参加するものであります。この条例制定は 1999 年ですか、中小企業基本法改正による創業者支援政策、国策でありましたが、これがうまくいかず、中小企業が減少の一途をたどっているということを受けて、2014 年 6 月、小規模企業振興基本法が施行されたわけです。当南魚沼市においても、中小企業等の企業が圧倒的に多いと。この方たちをどうやって盛り立てていくか。それは長年の課題でありました。

そして、同僚議員からもこの条例制定について非常に熱心に勉強して、そして担当課と話し合いをしながら、やっと条例制定にこぎつけたと、このことは本当に評価をしています。また、この条例制定によって、南魚沼市の中小企業等の皆様が、将来に対する意気込みを持って仕事を続けていただける。そういう条例だというふうに、私も期待をしている。

しかしながら、その条文を細かに見させていただきました。その中でも第 4 条の 3、この部分は南魚沼市内に発注をもう促進ということでもありますので、そうすると統合中学を見ていただければわかるように、高上りをする危険性を非常にはらんでいるという部分でもあります。こういう部分もしっかりと受け止めながら、理念としての条例であってもこういうことがすんなりと通るといえるのはいかがなものかと思っております。

そして、私はこの条例文の中で最も大切な部分が抜けているというふうに思っておりますのは、この中小企業者等の役割という中で、やっぱり従業者、働く人、従業者の福利厚生、この部分についての記述がないという部分であります。南魚沼市の若者たち、企業誘致をしても、あるいはいろいろな就職先をしてもミスマッチという。ミスマッチの原因というのは、働く人たちの雇用条件であります。いかに働く人を大切にすることを、この振興条例によって育てていくのか。そのことが抜けていけば、私は若者たちのミスマッチはなくなるものだというふうに思っております。まさにこの働く人たちの福利のためにという条文がないということは、画竜点睛を欠くものであるというふうに思っております。反対をせざるを得ないというのは、断腸の思いでありますけれども、再度、担当課のほうで条文を整備し、再提出をしていただきたいと、そういう思いでの反対であります。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

6 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 私は第 18 号議案 南魚沼市中小企業者等振興基本条例の制定について、賛成の立場で討論に参加いたします。この条例には不備が多いと感じているのは、私も反対者と同じであります。この条例は提案説明にもありましたし、今、反対者のほうからの説明もありましたけれども、平成 25 年に中小企業法の一部改正が行われ、その翌年に小規模企業振興基本条例が制定。そしてまたあわせまして、商工会等が小規模企業に支援を定めた法律の、その法律の一部が改正をする法律が制定され、改正されたというところから、自治体がそれ

らの趣旨を受けて、条例制定に向けているものだというふうに理解をしています。その背景には、日本経済を支える中小企業で、支えるのは中小企業であって、その9割は小規模事業者という中で、今後の日本経済の発展は、小規模事業者が持続的発展をすることが、日本経済を支えるという考え方が国にあるから、こういう動きになっているものだというふうに思っております。

それは、国も地方も同じことでありまして、まさにこの地方の経済は中小企業小規模事業者によって成り立っています。といいますか、この条例の中の中小企業小規模事業者の定義から市の企業を拾えば、ほとんど全ての企業が該当する条例であります。そして、この条例の肝は、そういう地域経済を支える中小企業小規模事業者を、市も、事業者も、商工関係の団体も、市民も含めて、地元の企業が持続的に発展するようみんなで支援していこうというのが、この条例の趣旨であります。

したがって、もっと望めば、ここに金融機関も含めてさらに進んでいるところの条例を見れば、職場体験等の意味も含めて、教育分野も加えてそれぞれに役割をもって、地域の企業を育てていこう、支援していこうというふうになっています。そういう意味からは、時間をかけた検討の末の制定の提案でありますので、もう一步、踏み込んだ内容がほしかったなというふうな思いは正直あります。

そういう趣旨の法律、それを受けての条例ですから、地域の中小企業小規模事業者からの期待も大きい条例でありました。しかし、これは理念条例ということで、行政の基本的な考え方や姿勢、枠組みを示したものでありまして、その点、ある程度具体性を求めている中小企業の期待からは実はちょっと遠いところになってしまっていて、この条例で何がどうなる、どうしようとするのかというのが非常にわかりづらい条例になっています。

地域みんなで地域の企業を育て支援していこうという条例が、条例だけがわかっている内容でいいわけがないわけでありまして、特にこの条例の一番重要な施策の基本方針を定めた第8条が一番文章としても条文としてもわかりづらい。そういう意味で、意味があると私は思うのですが、だけれどもこの条例化することで中小企業の振興に対する市の姿勢を明確にして、市民に発信することができ、そして、市も、議会も、業者も中小企業振興策をよりどころにして、その正当性と合わせて継続的な取り組みも担保できることを考えれば、この流れをここでとめることはできないわけでありまして。

加えて議場での提案説明時には、規則等を設ける考えはないということでありましたが、産業建設委員会の中では産業振興ビジョンの中にちゃんと位置づけて、それだけでなく基本計画等を立てながら進めるという考えが示されましたので、そこに期待というふうにしたと思いますし、そして条例制定を認めるだけでなく、その条例を実効性あるものにしていくのも議会の役割であります。そういう今後の議会の前向きな関与と覚悟と、この条例の趣旨こそが地方創生の基軸だという思いと期待を込めて賛成するものであります。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。第 18 号議案 南魚沼市中小企業者等振興基本条例の制定について、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 18 号議案は原案のとおり可決することに決定されました。

○議 長 第 27 号議案 南魚沼市農業集落排水処理施設条例の一部改正について、に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 27 号議案 南魚沼市農業集落排水処理施設条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 27 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 28 号議案 南魚沼市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び南魚沼市特定環境保全公共下水道事業等分担金条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、最初に原案に反対者の発言を許します。

2 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 第 28 号議案 南魚沼市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び南魚沼市特定環境保全公共下水道事業等分担金条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。恥ずかしながら私は、今回の条例改正が出されるまで下水道の分担金・負担金が、合併時の旧 3 町のまま推移してきたことは全く知りませんでした。私も平成 23 年に下水道へのつなぎ込をしていますが、その時点では気がつきませんでした。

合併前の異なった負担金・分担金を統一するというのであれば、合併時の基本であったサービスは高いほうに統一し、負担は低いほうに合わせるといった原則のもとに統一すべきではないかと思えます。今回の改正は高いほうに統一する内容となっています。南魚沼市は上水道だけでなく、下水道料金も県下でトップクラスの高額であり、下水へのつなぎ込みを

躊躇する要因の1つにもなっています。こうした点から、下水道受益者負担金・分担金条例の一部改正に反対いたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。第28号議案 南魚沼市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び南魚沼市特定環境保全公共下水道事業等分担金条例の一部改正について、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第28号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第33号議案 南魚沼市工場立地地域準則条例の一部改正についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第33号議案 南魚沼市工場立地地域準則条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第17、第11号議案から日程第23、第30号議案の7件を一括議題といたします。7件について社会厚生委員長・腰越晃君の審査報告を求めます。

社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 社会厚生員会審査報告を行わせていただきます。審査の状況でございますが、期日は平成29年3月1日水曜日。委員の出席状況につきましては、出席者8名、1名欠席であります。議長からも出席をいただいております。また、審査の内容につきましては、執行部、病院事業管理者、市民生活部長、福祉保健部長、市民病院事務部長、市民病院看護部長、大和病院事務次長、市民課長、税務課長、介護保険課長、保険課長、子育て支援課長、市民病院庶務課長、市民病院医事課長、市民病院病院整備室長、大和病院健康開発課長、以上の出席を求め審査を行いました。

審査の順番に沿って説明をしたいと思います。まず、第 26 号議案 南魚沼市介護保険条例の一部改正について。これについて審議を行いました。内容については本会議と同じであります。質疑がございました。この条例改正は、消費税率が据え置きになったことによるが、条例改正の仕方は国から指導があったのか。これに対する答弁は、平成 29 年度、消費税率が据え置きとなったことにより、平成 27、28 年度の軽減乗率を延長するものである。討論なし。全会一致、可決であります。

日程第 2、第 30 号議案 南魚沼市保育園条例の一部改正について。基本的には本会議と同じ説明であります。質疑がございました。2 件ございました。1 件、報告します。どろんこ保育園の申し込み状況はどうか。2 月末時点で定員 75 名のところ、33 名の申込みがあった。大木六保育園は 39 名いるが、そのうち下長崎保育園に 1 名、舞子保育園に 3 名、金城幼稚園に 1 名が新年度から入園するという答弁であります。討論なく、全会一致にて原案可決であります。

日程第 3、第 11 号議案 平成 29 年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算。これについては質疑が 17 件ございました。時間の都合もありますので、主なものを報告いたします。徴収困難者にどう対応しているのか。これに対しまして、平成 28 年度の取り組みについて説明をしたい。督促状を発送しているが、それでも納付してもらえない場合には、催告書を送付している。現年分の催告を 6 回行った。3 回は税務課職員、総出による電話での内容である。滞納繰越分については、2 回催告書を送付したが、これらは国保税だけでなく市民税全般にわたる取り組みでもある。徴収困難者に対しては、税務課に納税相談に来よう文書を催告書に同封しているが、中には反応や連絡が全くない方もおり困っている状況である。国保税が納入できない方に対しては、納税相談をお願いしている現状である。

保険者機能の都道府県集約化について、当市が主張すべき点とは何かという質疑がございました。当市は医療給付費が低いのに、1 人当たりの保険料が高い。医療再編によって医療費は上昇しているが、県平均には至っていないし、給付金の算定では医療費の低い市町村は納付金が少なく済むようにすべきだと主張している。医療費水準が反映された算定シミュレーションになるまで、当市は意見具申していく考えである。

滞納額はどれぐらいか。その 1 人当たり金額はどのぐらいか。現状の質疑がございました。平成 29 年 1 月現在の調定額で、2 億 9,314 万円の滞納額である。また、平成 27 年度決算額では、滞納額は 2 億 7,222 万 8,000 円で、滞納者は 1,124 人。平均 24 万 2,000 円程度になる。滞納額 500 万円から 1,000 万円の方が 1 人いる。答弁であります。

国保データベースシステム活用 2 年目であるが、これを活用していくために特定保健指導委託料を増額していくのか。ただ単に受診者数を伸ばしていくためのものか。新年度の取り組みはどうか。受診者数を伸ばすための増額である。国が示す目標指数は 60%で、当市では 50%前後で推移しているが、国の示す 60%は達成可能な数値であると捉えている。当市では目標を 58%に設定して、特定保健指導委託料を計上し、さらに力を入れて取り組んでいく。国保データベースの活用では、当市の特徴をつかみながら対策を取っていく考えである。当

市の健診結果は、同規模の市町村と比較しても優良なほうであるが、重篤な方には国保データベースや資料など活用しながら、個別での対応を行っていく。

また、健康増進事業や保健衛生普及事業も国保会計上に計上されている。当市では腎疾患や糖尿病において、特異的な傾向を示しており、市民病院の医師を中心に積極的に地域で指導する。重篤な方には個別に指導することを進めている。データの状況は市民にも周知することが必要であり、どこに原因があるのかを分析しながら周知し、これからの事業を進めていく考えである。

討論に移りまして、反対討論1名、賛成討論なし。反対討論については、少数意見の留保というものがありませんでしたので、ここでは報告を省かせていただきます。

次、続いて採決。採決の結果、賛成6、反対1。賛成多数で可決されました。

日程第4、第12号議案 平成29年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算。これについては質疑が1件ございました。特例軽減制度廃止への市の対応と、周知について伺う。これについては、市で独自に対応できることはない。国の指針に従って条例改正が行われるが、新潟県広域連合議会で審議してもらえない。また、国による徹底した周知が予定されており、国が作成した資料を用いて担当課も周知に努める。スケジュールについては、4月から全国紙に公告。インターネットによる広報が検討されている。また、厚生労働省がポスターやリーフレットを作成し、4月から広域連合や市町村の窓口に置かれる予定である。

高額療養費制度の見直しに関しても、4月から保健医療機関にポスターを配置。厚生労働省がホームページやツイッター等による広報を開始する。保険者からも独自の広報を行うことも求められているので、6月に送付している判定通知にリーフレットなどを同封する予定である。

討論、反対討論が1名ありました。賛成討論なし。採決は賛成6、反対1。賛成多数で可決されました。

日程第5、第13号議案 平成29年度南魚沼市介護保険特別会計予算。これについては質疑が11件ございました。主要なものを報告します。地域支援事業では、649万円の増額になっており、市長や部長の答弁とギャップを感じる。予防事業に力を入れるというが、予算のどこに反映されているのか。平成29年度は地域支援事業に移行する部分が相対的に多くなるということである。平成28年度はその部分の予算を重点的に計上したが、実施する事業所や整備が進まなかったために、実績は上がらなかった。平成28年度は多めに予算計上したこともあって、補正や平成29年度予算と比較すると、減額のような形になってしまったが、通所型や訪問型の介護サービスを増やししながら、また、サービス実施事業者を勧誘したり、サービス内容を研究したりしながら進めようと考えている。予算の比較では減額したようになっているが、内容的に後退するものではなく、さらなる充実を図る考えである。

要介護認定について。要介護認定者数は増加しているが、認定率はここ数年、横ばいであるが、そういう状況で申請しても認定されない方がいるということなのか。また、介護度を審査する調査員によって、調査方法や認定が異なるようだがどうなのか。これに対して、

申請者数イコール認定者数とはならない。なぜなら、申請中にお亡くなりになる方が多くいるからである。認定の有効期間が最長 24 か月になったことで、途中で区分変更を申請する方もいるが、その場合でも認定前に急変などでお亡くなりになり、認定に至らないことがある。

認定調査。認定調査の平準化のために、調査員が指導研修を受けられるように企画し、調査員も努力している。調査においては、同居の家族がいなかったり、家族がいてもケアマネージャーに確認しなければならなかったりと、認定調査の方法は一律ではない。市職員が調査員に同行はできないので、市民から疑問や指摘があった場合には、調査員に話し、最善の対応になるよう努めてもらっている。

討論に移りまして、反対討論 1 名、賛成討論なし。採決は賛成 5、反対 2。賛成多数で可決されました。

日程第 6、第 14 号議案 平成 29 年度南魚沼市城内診療所特別会計予算。質疑が 4 件ありました。まず、1 件のみ報告します。診療収入は年々、減少。1 日当たりの外来患者数 32 人の見込みは厳しいのではないかと。これに対して、外来収入の減少は、平成 26 年度途中からの医薬分業による院外薬局化によるものであり、それまでは診療所収入に薬剤収入が含まれていた関係である。また、患者数も 40 人から 50 人であったので、現状では確かに年々減少している。2 診体制であったことや常勤医師がいたことで、それだけの人数の患者が通っていた。

今年度は検査の全てを外注にしたが、検査結果が次回にならないとわからないことで、大きな検査を自前でできないことによる単価の減少が起こっている。診療単価は検査を多く行う医師が来なければ変わらない。近年は患者数も平均 30 人程度で推移しており、減少も危惧されるが、期待を込めて 32 人で計算をしている。患者数がこれで推移すれば、診療報酬はこのまま維持できるものと考えている。

討論なし。採決は全会一致、賛成可決であります。全会一致、可決であります。

日程第 7、第 17 号議案 平成 29 年度南魚沼市病院事業会計予算。これについては質疑が 11 件ございました。代表的なもの、重要なものを報告いたします。大和病院では経営コンサルタントの委託を行ったが、その成果はこの予算にいかん反映されているか。平成 29 年度予算にも経営コンサルタント委託料 639 万円が計上されている。平成 28 年度前半は、コンサルタント業者による病院の実態把握、後半はその分析結果に基づいて、大和病院で収入増が見込める内容や経費削減が可能な項目の洗い出しが行われた。その取り組みの中で、職員の意識改革が起こってきており、具体的な成果では地域包括ケア病床や給食加算の導入、加算項目の取り扱い強化が行われた。委託料関係では、医事業務や給食業務の見直し、経費削減を行った。新年度も引き続き取り組む。

地域包括ケア病床には、地域包括ケアシステムを支える病院機能の充実を図るため、平成 26 年度診療報酬改定で新設された項目である。在宅に向けての支援病床で、施設に帰る場合も、在宅という扱いになる。十分な医療とリハビリを行った上で、在宅または施設へ帰ることが目的である。一般病床では平均 3 週間程度が退院のめどであるが、地域包括ケア病棟で

は最大 60 日間の利用が可能になる。この日数を在宅支援に生かしていく。また、介護との連携という部分では、特養への医師派遣や産業医の契約などを行っている。

失礼しました。質疑については、経営コンサルタントの委託その成果とこの予算にどう反映ということと、介護との連携これについて 2 項目が質問されていますので、今まとめて答弁内容を申し上げました。

正職員と臨時職員の人数は、という質疑がございました。これに対して、まず市民病院では正職員 195 人、臨時職員 74 人の合計 269 人である。正職員の内訳では、医師が 14 人、歯科医師 2 人、事務職 12 人、看護師 100 人、准看護師 4 人、助産師 1 人、保健師 1 人である。臨時職員では、看護師 6 人、准看護師 2 人である。

大和病院、医師 3 人、歯科医師 1 人、事務職 9 人、看護師 24 人、准看護師 3 人、正職員の合計は 62 人である。その他、臨時職員は 60 人である。常勤換算医師数では 7.3 人、非常勤看護師は 11 人、准看護師は 4 人であると。

市民病院の外構整備工事が計上されているが、供用開始はいつごろになるのかという質疑がございました。1 つの土地に対して収益部分を収益に、簿価部分を資本に計上している。固定資産台帳に載っている簿価が資本的収入となり、今回は土地売却によって収益が出ているので、その収益を収益的収入の特別利益に計上している。仮に損をした場合は、収益的支出の特別損失へ計上される。全面駐車場については、消雪パイプを含めて一部供用を開始している。残りの箇所については、本年度、降雪前までに供用を開始する。新年度予算書に計上の外構工事は、病院西側の医師及び当直看護師、公用車の屋根つき車庫の整備である。降雪前の 12 月末までに完成する予定である。

討論に移りまして討論なし。採決は全会一致、可決であります。

以上で付託案件の報告を終わります。

○議 長 7 件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 第 13 号議案 介護保険特別会計についての質疑を行います。今、第 7 期の計画づくりが進んでいると思うのですが、先般の審議の中でもいろいろな調査をした中で、改修はまだ 6 割程度で、ある意味、見切りをつけているような答弁がございました。これは本当にかえってその 4 割、調査ができなかった回答がなかったサンプルのほうが私は本当に大きいと思っていまして、最近では全部こういうかえって調査できなかったほうを中心に調査を進めている例が出てきています。こういう点についての質疑、回答はあったかどうかお願いします。

○議 長 社会厚生委員長。

○腰越社会厚生委員長 ただいまの質問にきっちり入る内容かどうかわかりませんが、ニーズ調査について質疑がございました。その内容について報告いたします。ニーズ調査を行

うよりも、一人一人に訪問調査を行って何が必要かを調査しなければ、介護予防の有効手段は打てないことが先進地事例からも明らかである。ニーズ調査の未回答部分を調査しないで、第7期計画を策定するのか、という質疑がございました。

これに対する答弁が、直接訪問して調査する方法が一番有効なのはわかるが、時間と費用がかかる。当市ではこの調査を行うケアマネージャーを確保することができなかったので、従来の郵送によるニーズ調査を行うことに決定をした。67%の回答があり、600のサンプルがあれば、十分できるという解釈もあったので——67%の回答それから600通のサンプル、これで十分な計画ができるという解釈もあったということです。そういう考え方で、計画を策定できると考えている。訪問による調査が可能かは、今後、検討したいという内容です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 昼食のため休憩といたします。再開は1時10分といたします。

〔午前11時54分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午後1時10分〕

○議 長 第11号議案 平成29年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

7番・田村眞一君。

○田村眞一君 第11号議案 平成29年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論に参加いたします。今回の予算は非常に苦しい運営が続くという言葉に象徴されるように、国保財政の安定が最優先され、国保加入者には上昇分を抑制するという従来の方針にとどまっている予算であり、認めるわけにはまいりません。

国保加入者をとりまく経済状況は日に日に厳しさを増しております。総務省が1月発表した2016年平均労働力調査によると、役員を除く雇用者に占める非正規雇用の割合は37.5%。調査開始以来最も高くなりました。この10年間で正規雇用は85万人減少する一方で、非正規は281万人も増えました。非正規の方が多く加入している国保にとって、今後の運営は厳しく、徴収困難者が増える心配があります。自治体としてこれまでの延長線上でない対応が痛切に求められます。

国保は他の協会健保等の公的医療保険に比べ、高齢者、低所得者が多く加入しているという構造的問題を抱えております。そのことで高過ぎる保険税や財政悪化につながっております。高過ぎる保険税は、市民が必要な医療を受ける大きな障害となっており、保険税引き下げは喫緊の課題です。

安倍首相は1月の施政方針演説で、かつて毎年1兆円ずつ増えていた社会保障費の伸びは、今年度予算に続き、来年度予算においても5,000億円以下に抑えることができたことと誇らしく言いました。市民には給付減、負担増を押しつける社会保障費の自然増削減路線は、きっぱ

り中止し充実に向かうべきときです。自治体がこうした国の悪政の防波堤の役割を果たして、県下トップクラスの国保税の引き下げの決断をするべきです。

それは、格差と貧困の是正に、市民の明日への希望に間違いなくつながります。国保加入者の医療を受ける権利、健康になる権利を保障しなければなりません。一般会計からの繰り入れを大きく増やして、国保税の大幅引き下げを求めて反対討論といたします。皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 では、私は第11号議案 平成29年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論に参加いたします。社会厚生委員会に配付されました資料を見ましても、当市は1人当たりの療養諸費は県下でも最も低いレベルでありながら、国保税は1人当たりにしても、世帯当たりにしても、なぜか県下2位とか4位とかそういう状況でありまして、高いということは誰もが感じているところであります。

さらに、反対者が言うように、さまざまな社会情勢の中で国民生活は厳しい。とりわけ国保加入者は構造的な問題もありますけれども、退職者、自営者、自営業者が多くて、さらに話にも出ました非正規労働者も増えているということ、そしてまた解雇された方々も国保のほうに移ってくる方がある中で、税負担がもう限界に近い。だから、国保の値下げを望むと、こういうことは毎年いっているわけでありまして。多分、このことは私だけではなく執行部のほうの方もその辺の大変さは認識しながら、しかし、国保税が目的税であるという原則、国保加入者の割合が25%ぐらいであるという状況を考えれば、反対者が言うようにいうわけにはいかない。無制限に一般会計からの繰り入れをすることは、国保加入者以外の市民の立場を考えれば、それもまた難しいことになっているわけでありまして。それも正論であります。

そういう両者の立場がある中で、いわば国保加入者も、そうでない市民も、現状の中である程度納得いく線ということで、国保運営協議会で税率を上げなければならないにしても、5%程度に抑えてほしいという答申を出したわけでありまして。もう何年も前のことであります。以来、それを受けて、一般会計の法定外繰入ということも含めて、国保税の税率を抑えてきたわけでありまして。

しかし、そんなことは反対者も当然承知の上で、さらに税率の据え置きではなくて、こういう時期、時代だから値下げをしろということを毎年言っているわけでありまして。当然、市民が払えない国保であってはならないわけでありまして、そのために病院にかかれないではまた困るわけでありまして。安いほうがいいに決まっているわけでありまして、そうかといって、先ほど言ったほかの保険加入者の立場も含めて、何が何でも下げろと言える状況だろうかということでありまして。

一昨日、一般会計の予算の討論にもありました。今の市民の暮らしからは、あれもやらなければならない、これもやらなければならない、ここはこうしなければならない。市民生活の多くの現状の課題が並べられまして、それらやらなければならないことをやらないから一

般会計予算には反対なのだというような話もありました。私もやらなければならないことは、本当にいっぱいあるというふうに思います。先日の討論の中に出たことも含めて、それ以外の生活環境整備、安全対策、それこそ広い意味での福祉の向上、全てであります。

市はそれらも認識し、ある財源を出し惜しんでいっているのではなくて、それらを手がけてもいるし、また、やろうとしているのだというふうに、私は理解をしています。しかし、人口減少が続きまして、今、5万8,000人を切りそうだと、そういう状況でありますし、自主財源比率が34%ぐらいの、自治体では課題が多いとはいっても、それら全てを完璧にはできないわけであります。

そういう中でも市民のそういう実態と、国保運営協議会の答申を真摯に受け、ことしも法定外繰入を8,000万円つけて、国保税率を上げないで現行税率を据え置く努力をしているところは評価すべきだというふうに思います。さらに、平成30年度から県に移管になるわけがありますが、予算審議の大綱質疑の中でも、万が一の場合はどうするのだというような質疑をさせてもらいました。繰上充用で対応する考えも持ちながら、とにかく平成29年度は税率を上げずにいきたいのだということでありました。

したがって、私も限られた財源の中で、今後さらに財政の健全化、そして選択と集中、そして小池都知事風にいえば、メリーさん、ハリー君、メリハリのきいた財政運営の必要性を感じているところでありますが、この平成29年度国保会計については、今まで述べたいろいろな角度から精一杯の予算組みではないかというふうに思っています。

ただ、これもいつも言っていることではありますが、足らざるところは予防医療、そしてまた保健体制の充実など、医療費抑制のための努力と取り組みをお願いするところでありますし、そして市だけでは解決につけない根本的な問題は、国への現実に合った制度見直しの働きかけも、執行部と議会一緒になってやらなければならないことも付け加えまして、第11号議案 平成29年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算について賛成をしたいというふうに思います。皆さんのご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

14番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 それでは、第11号議案 平成29年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算について、南魚みらいクラブを代表いたしまして、賛成の立場で討論に参加いたします。国民健康保険事業は、近年、被保険者数は年々減少し、当市でも昨年より約800人ほど減の1万3,780人と見込んでいます。財政的にも保険税収入が減少しています。

1人当たりの保険給付費は、医療再編等の影響により、平成27年、28年と急激に増加して、非常に厳しい状況になっていることは現実です。このことから、過去5年間の平均実績ではなく、平成27年、28年度の上昇度を参考として、1人当たりの医療費を平成28年度の3%増と見込んでいます。このような中、国保加入者の負担感もかなり厳しいという現状で

ありますが、高額になったときの高額医療費制度や低所得者の保険料の負担軽減措置もあります。保険料抑制分として基準に基づく一般会計繰入金として、4億3,559万円のほか、被保険者の数の減少と医療費の増加を懸念されている中、被保険者の負担軽減を図るための法定外繰入金8,000万円の繰り入れを行っております。医療費のレセプト点検の実施や、保険事業としての2,397万5,000円を計上し、人間ドックの助成や健康増進事業にも今年度も計上されております。病気の早期発見や健康づくりにも例年同様に努め、医療費の削減に努力されている点などは、評価できます。

市民が国保税を少しでも安く、誰でもが安心して医療にかかれることは誰もが望むことでありますが、反対者の、ただ保険料を下げることを求めるだけではなく、南魚沼市の財政力や総予算全体を見た中で、最大限努力された予算だと思えます。

確かに56年という国保の歴史の中では、現状にそぐわない部分や問題点が多くありますが、南魚沼市は林市長が掲げる「若者が帰ってこられる、住み続けられるふるさと南魚沼市」を実現させることを、そして地域医療のさらなる充実、メディカルタウン構想や南魚沼市まち・しごと創生総合戦略の各事業の実現により、生涯にわたり健康・医療・福祉の充実を図っていかねばなりません。結果として国民健康保険税の問題等にもつながるものと期待いたします。

最後になりますが、現行制度の中では、我が市が被保険者の命と健康を守り運営していくために、被保険者の負担軽減にできる限り努めた平成29年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算を評価して、本予算に対する賛成討論といたします。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

19番・樋口和人君。

○樋口和人君 それでは、第11号議案 平成29年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算について、南魚政策研究会を代表しまして賛成の立場で討論に参加をいたします。皆様ご承知のとおり、国民健康保険法は社会保障と国民の健康向上を目的に昭和33年に制定され、公的医療保険のセーフティーネットとしての役割を果たしてきました。しかし、近年では健保組合に比べて、その加入者の年齢構成が高い、高齢者や退職者が多いので、平均的な所得水準が低く、また、そのため保険料の負担が重い。あるいは保険者である市町村の財政力によって格差があるなどのさまざまな理由で、この制度を維持していくのは大変困難な状況となっています。そういった困難な状況の中で、いかに市民の負担を低くして、健康を守っていくかが求められているものと考えます。

そんな観点で平成29年度の予算を見ると、歳出が65億500万円、そしてこれをまかなう歳入が国民健康保険税13億1,000万円ほど、国庫支出金や共同事業交付金、その他ルール分等の歳入が51億1,439万円ほどの約64億3,000万円となっています。本来はこの歳入の中

で何とかする、これが目的税である国民健康保険の保険会計なのでしょうけれども、先にも触れたように、加入者に高齢者の方が多いことや、近年の進んだ医療によって医療費が大変高額になることなどにより、保険給付費が、被保険者数が昨年よりも 825 人少ない 1 万 3,780 人としているにも関わらず、1 億 1,139 万円多い 36 億 7,413 万円ほどの見込みとなっています。

その中で一般会計から法定外の繰入金として 8,000 万円を繰り入れ、少しでも保険税の負担軽減をとの姿勢、また特定健康診査事業の実施で、病気の早期発見に努めること、生活習慣病予防のための保健活動推進事業ですとか、健康教室などを市民の健康の増進と医療費の削減に取り組んでいる姿がみてとれます。

また、先ほどもありましたけれども、給付費が低いのに負担するのが高いというようなことについても、これは従来から執行部のほうでもこの是正に意欲的に取り組んでいるというようなことを考えまして、こんなことにより平成 29 年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算については賛成するものであります。多くの議員諸氏の賛同をお願いし、討論といたします。

○議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。第 11 号議案平成 29 年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 11 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 12 号議案 平成 29 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。まず、最初に原案に反対者の発言を許します。

7 番・田村眞一君。

○田村眞一君 第 12 号議案 平成 29 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論に参加します。来月 4 月から安倍政権による社会保障費の自然増を押さえ込むため、低所得者の保険料を最大 9 割軽減している特例軽減の段階的廃止が始まります。南魚沼市の影響は 9 割軽減の方が平成 28 年度で 2,691 人、全体の 27.7%に及びます。社会保険の被保険者の方が後期高齢者になったとき、これまでは年額約 3,000 円で済んだ保険料が、10 倍以上になる方が 1,601 人もいらっしゃいます。重い負担増で大変な影響が予想されます。

2008 年の制度発足時に国民の大きな批判が広がる中で、自民、公明政権が高齢者の立場できめ細かな対応を、として特例軽減は導入されました。ほとぼりが冷めたといわんばかりに今回軽減をなくすのは、あまりにも乱暴であります。保険料の滞納者は、全国で何と 24 万人、正規の保険証をもらえない人も 2 万 5,000 人に達している中で、保険料が最大 10 倍にもなったら、格差と貧困をさらに広げ、無保険高齢者を激増させかねません。やめるべきです。こうした改悪は受診の抑制を招いて、重篤化の危険とそれによる医療費が増えるという悪循環

を生み出すだけです。この差別制度を廃止し、もとの老人保険制度に戻すべきです。

戦前戦後、あの大変な時代をくぐり抜けて、今日の日本をつくり上げてきた高齢者の皆さんが、日々生き生きと暮らしていける社会、安心していつでも医療を受けられる社会でこそ、次世代の若者にとっても将来の希望となるはずであります。そういう日本に変えていかなければいけません。南魚沼市がこうした高齢者いじめの国の悪政の防波堤となり、繰入金を大きく増やして、負担軽減を求めて、私の反対討論といたします。皆さんのご賛同をお願い申し上げます。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。第 12 号議案平成 29 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 12 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 13 号議案 平成 29 年度南魚沼市介護保険特別会計予算に対する討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

7 番・田村眞一君。

○田村眞一君 第 13 号議案 平成 29 年度南魚沼市介護保険特別会計予算に反対の立場で討論に参加します。2000 年介護保険発足から 17 年、当初平均 2,000 円台だった介護保険料は、今や 5,000 円台です。負担ばかり増えて、いざ必要などときには使えない、公的保険としての存在そのものが問われる事態です。

社会保障サービスは憲法 25 条による生存権の保障です。本来、国が最も優先させるべき政策です。ところが、2014 年 8 月、社会保障改革推進法が成立しました。自助努力が基本と定められました。憲法 25 条の国の義務は何の効力もなくなってしまう動きが、突き進んでおります。

政府のいう自助努力とは、給付の切り捨て、自己負担の引き上げを指しております。給付の切り捨ての代替の担い手として、ボランティア活動が進められようとしております。安心できる介護保険制度の確立を目指して、国の姿勢を転換させ、国負担分の現在の 25%から 35%に増やす方向こそが抜本的方策と考えます。介護保険制度の発祥の地、ドイツでは、保険料が所得の 2%程度になっております。こういう世界の現実をしっかりと直視し、将来展望をもって、南魚沼市としての独自の対策がどうしても必要だと考えます。

第5期から第6期にかけて、保険料を380円下げた自治体が県内にあり、全国でも下げる自治体がございます。こういう自治体の姿勢に学んで、市民の暮らしがますます大変な今だからこそ、南魚沼市は介護保険料が高過ぎる、こうした市民の声に正面から応え、一般会計からの繰り入れで介護保険料の引き下げを求めて反対の討論といたします。皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

23番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 第13号議案 平成29年度南魚沼市介護保険特別会計予算に賛成の立場から討論させていただきます。先ほどの反対討論、ずっと反対討論をしていますけども、何のために反対討論をするのか、私は正直なところ本当に理解できません。今後、高齢者が年々増えてきて、そして介護を受ける人も多くなってきています。この介護保険は、自分の身は自分で守る大切な保険なのです。自分の身を守るということは、家庭の幸せと生活を守ることでもあるのです。

この介護保険は、40代から義務づけられています。そうした中で、介護を受けている方は、40代ということにいざないますと、本当に一番働き盛りの皆さん方、お金のかかるそういった方から負担をしていただきながらも、こうした介護を受けている方も助けられているのです。本当に大変なことだと思っていますよ。そうした中で、それでも2割、5割、7割といった減免制度も用いながら、この介護制度に取り組んでおります。

私のうちも92歳を過ぎたお袋がいて、介護度3の認定を受けております。そうした中で、家族の中で万が一、また誰かが病気になったとき、誰が助けるのですか。私はこういった介護保険制度があるからこそ、安心して医療・福祉・保険にかかれると思っています。

私も今回、娘が大病をしました。そうした中で、もし、この介護保険に入っていなかったら、母親を介護施設に預けることもできません。そして、家庭の中を、正直行って守ることもなかなか大変でありました。孫は一人娘がいます。学校にもやらなければならない。そして、母親にもご飯を食べさせなければならない。そういった思いで、家庭の中に1人でもそういった大病が起きると、家庭の崩壊にもつながるのです。そして、自分の生活はきちんと、我々家庭でも守る、そのための私は大切な介護保険だと思っています。

この制度に加入しなければ、行政の皆さん方が、していた方に対して、しなかった方に援助するということはなかなか大変だと思います。ですから、きちんと介護保険を納めながら、自分の将来はきちんと守り、そしてそのことが家庭を守る、大切な介護制度だと思っています。

今回の平成29年度の予算については、63億1,600万円、前年よりも1億4,900万円になっています。これはしかし、これだけ年々高齢者が増えてきて、介護を受ける人が多くなった、仕方がないのです。それをきちんとぎりぎりの線で予算を組みながら努力している皆さん方に、私はありがたいと思っています。

そういったことで第13号議案 平成29年度南魚沼市介護保険特別会計予算について、賛

成する立場から討論させていただきました。反対された議員の皆さんも気持ちを切りかえて、賛成討論をしていただきますことをお願いいたしまして、討論を終わります。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

19番・樋口和人君。

○樋口和人君 それでは、第13号議案 平成29年度南魚沼市介護保険特別会計予算につきまして、南魚政策研究会を代表しまして、賛成の立場で討論に参加いたします。最初にこの制度でありますけれども、これはもう国のほうで決められた制度、決められた基準の中で、いかに南魚沼市、それぞれの自治体がこの制度を、裁量の少ない中で運営していくかということだと思っています。

そういった中で、皆さんご承知のとおり、平成29年度は第6期介護保険事業計画の最終年であり、この計画に沿って事業を進めていくということでもあります。要介護認定者も年々増加し、そのニーズも多様化する中で、国の方針も刻々と変化し、南魚沼市としても目まぐるしく変わる社会の情勢の中で、いかに市民ニーズに答えていけるのかを問われているものと考えます。また、応えていくため、そのためには介護事業に従事する方々の処遇の改善も必要だと考えますし、介護を受けられる方、また、その皆さんのご家族の理解も、今後大切なこととなってくると考えます。

平成29年度は多くの事業を進めつつ、第7期介護保険事業計画の策定も住民ニーズの把握、結果の分析を進め、ともに先ほど言いました国の方針に基づいてこれをつくっていく大変な作業だと考えますが、介護を必要としないで済むような十分な予防策の検討と実施、また、介護が必要となってしまった方が、その尊厳を守られながら生活していけるよう、最善の計画になることを期待をし、平成29年度南魚沼市介護保険特別会計予算に賛成するものであります。多くの議員諸氏の賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 私は第13号議案 平成29年度南魚沼市介護保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論に参加いたします。賛成者前2人の大変すばらしい討論がありましたので、重なるところも大分あるかもしれませんが、私なりにちょっとまとめましたので討論に参加させていただきたいというふうに思います。

この第6期介護保険事業計画は、反対者の言うように基準の月額が、今、約5,800円になりまして、介護保険発足当時の2,000円ぐらいだったのでしょうか。そのころに比べますと大分増えてしまったという感があります。ありますが、この介護保険制度は私が言うまでもなく、3年間の全体計画の中で保険料も含めて、事業量が決められているわけでありまして、

ことしはこの第6期の最終年度でありますので、ことしだけ料金が低いから下げるというのも、簡単にはいかないわけであります。

初めのころに比べれば相当高くなっていることは間違いないわけでありますけれども、先ほど23番議員のほうからの賛成討論の中にもありましたが、では、またかつての措置制度では、家庭によっては利用者の自己負担が重過ぎる場合も出てくるわけであります。加えて、少子高齢化、核家族化が進む中では、なかなか介護ということが個人個人で何とかできるものではなくなくなってしまった。そこで、介護の社会化というところからこの制度が発足して、今6期目になっているというふうに理解しています。あえて言うまでもないことかもしれませんが、そういうようなことになっています。

したがって、この間、負担もしながら、みんなで介護の環境をよくしていこうということで、在宅も施設整備も進めてきました。この第6期計画は施設整備なしの事業計画でありましたけれども、5期の5,192円から、先ほどいいましたけど6期は5,813円ということになったわけであります。この辺は承知のことと思いますが、制度の趣旨と今までの経過も確認しておく必要があると思いましたので、あえてちょっと述べさせていただきました。

そして、この6期計画の最終年度の平成29年度予算についてであります。予算書もくまなく見させてもらいましたし、予算審議は担当の産業建設委員会と重なりましたので、途中からですが傍聴させていただきました。その中で、数値的なことは省略いたしますけれども、2015年の介護保険制度の改正を受けて、また、地域包括ケアシステムの前事業でもある認知症対応の新事業や、地域支援事業、総合事業の対応等も含めて継続的、計画的に進めようとする姿勢が感じられました。

まだまだ望むところはありますし、反対者がおっしゃるように、今の市民生活の中では、料金的な面でも介護サービスの面でも、まだまだ不満もあるわけでありますけれども、これも先ほど話も出ましたけれども、その辺、この期ごとに国がどこまでできるか、その中で私たちがどこまで負担できるか、どこまでサービスが必要なのかを見極めて進めている第6期計画ですので、ここはその第6期計画最終年度の事業を計画どおりに進めていただき、さらにこの1年でこの6期計画を検証し、問題、課題を出しながら、第7期計画でその不満の部分をごくまで解消できるのか。そしてまた地域包括ケアシステムに向けて具体的に動き出さなければならない使命を持った第7期事業計画を策定するという大事な年度であります。国に求めるべきは、先ほどの国保予算と同じく、議会、執行部と一緒にやっていかなければならないわけでありますけれども、現制度の中、大枠が定められた第6期計画の中での最終年度平成29年度予算であります。市として最大限の努力と成果を期待いたしまして、賛成の討論とさせていただきます。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。第13号議案

平成 29 年度南魚沼市介護保険特別会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 13 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 14 号議案 平成 29 年度南魚沼市城内診療所特別会計予算に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 14 号議案 平成 29 年度南魚沼市城内診療所特別会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 14 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 17 号議案 平成 29 年度南魚沼市病院事業会計予算に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 17 号議案 平成 29 年度南魚沼市病院事業会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 17 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 26 号議案 南魚沼市介護保険条例の一部改正についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 26 号議案 南魚沼市介護保険条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 26 号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 第 30 号議案 南魚沼市保育園条例の一部改正について、に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議長 長 採決いたします。第 30 号議案 南魚沼市保育園条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 30 号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 長 日程第 24、第 34 号議案 市道の路線変更について、を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは、第 34 号議案 市道の路線変更についての提案理由をご説明申し上げます。市道の路線変更として、45 路線の起点変更、終点変更及び起終点の変更を提案するものでございます。

当該 45 路線は、合併前の旧大和町で、昭和 63 年度から平成元年度にかけて町道に認定された道路でございます。当時、旧大和町では多くの農道が町道認定されておりました。その後、平成 7 年度から平成 20 年度に東地区を中心として広い範囲で 3 つの県営圃場整備事業が実施されました。その区域内にあった町道のうち、事業実施により路線形状の変更や、一部道路機能が喪失した路線が 43 路線発生しておりました。また、大和スマートインターチェンジの建設に伴い、同様に一部道路機能が喪失した 2 路線が発生しておりました。その後におけます道路法の手続を失念しておりましたので、今回それらの路線について変更をお願いするものでございます。

変更前後の道路種別、起終点の地番、延長、幅員、経過地は、1 ページから 6 ページまでの記載のとおりでございます。本来であれば全ての路線につきましてご説明をすべきところですが、45 路線ありますので、代表的な例で議案資料の図面を用いて説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、14 ページをごらんください。図面番号 8、路線名、穴地 2 号線、変更後の延長は 866.7 メートル減の 195.6 メートル、幅員は 2.4 から 3.5 メートルでございます。当該路線は穴地地内の道路で、国道 291 号を起点とし、終点を市道穴地新田穴地 1 号線に変更するものでございます。変更後の市道区間は、南魚沼市市道認定基準に該当する区間とし、点線部分の農道的な区間、そして道路機能が喪失している区間、道路の形がなくなった区間ですが、これらを除外するものでございます。

続きまして 51 ページをお願いいたします。最後のページですけれども、図面番号 45、路線名高速 13 号線、変更後の延長は 114.1 メートル減の 105 メートル、幅員は 5.1 から 8.0 メートルでございます。当該路線は、大和スマートインターチェンジに隣接する道路で、市道茗荷沢 11 号線を起点とし、浦佐茗荷沢 23 号線を終点としておりました。今回インターチェンジの上り線ランプによりまして分断されましたので、終点側の水田に面した農道的区間を除外し、起点側の市有地に隣接した区間のみとして、終点を変更するものでございます。

その他の路線につきましては、ご説明いたしました 2 例と同様の変更となっております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 要するに失念ということでありまして、田んぼになった部分について、昔道だった部分ということですよ。そうすると、土改後、この部分についても固定資産税を賦課しなければならなかった部分が、面積的に相当出てくるのではないかと考えていますけれども、これについても今回市道認定ということなので、田んぼになった部分からについての固定資産税、これはどのような取り扱いになるのでしょうか。

○議 長 建設部長。

○建設部長 土地改良が終わった後、道路がなくなった部分は、田んぼの面積で登記されておりまして、面積分の課税がされているものと考えております。以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 固定資産税は課税の登記簿謄本等に基づいて行っておりますので、現実にそこに道路敷があるのであれば、それが除外されますけれども、それがなくなっているわけですね。なくなって田んぼになっている、その面積については、正規に固定資産税がかけられている。今回出された議案は、全く道路敷も何もないところに、架空の道路があったと、路線的に設定されていたという事案であろうというふうに理解しております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 34 号議案 市道の路線変更については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 34 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 25、第 35 号議案 市道の路線廃止について、を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは、第 35 号議案 市道の路線廃止についての提案理由をご説明申し上げます。本議案は市道の 16 路線を路線廃止として提案するものでございます。先ほどの第 34 号議案と同様に、当該路線は合併前の旧大和町で昭和 63 年度から平成元年度にかけて町道に認定された道路でございます。その後、平成 7 年度から平成 20 年度に東地区を中心として実施されました圃場整備事業により、農道として管理すべき路線や道路機能が喪失している路線が、15 路線発生いたしました。

また、大和スマートインターチェンジの建設に伴い道路機能が喪失した路線が発生しております。その後における道路法の手続を失念しておりましたので、今回それらの路線について廃止をお願いするものでございます。

廃止する路線の道路種別、起終点の地番、延長、幅員、経過地は 1 ページから 2 ページの記載のとおりでございます。本来は全ての路線についてご説明すべきところでございますが 16 路線ありますので、先ほどと同様に代表的な例を議案資料の図面でご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

10 ページをごらんください。図面番号 8、路線名、茗荷沢・山崎新田 2 号線、延長 1,302.1 メートル、幅員 2.8 から 6.7 メートルでございます。当該路線は起点から 110 メートルの間は、農道的機能の道路であり、残りの 1,190 メートルほどは、道路機能が喪失している区間となっているため廃止をするものでございます。図面番号 15 までの路線は同様の内容により廃止をするものでございます。

続きまして、最後の 18 ページをごらんください。図面番号 16、路線名、茗荷沢 24 号線、延長 71.8 メートル、幅員 6.9 から 14.1 メートルでございます。当該路線は大和スマートインターチェンジの建設に伴い、下り線ランプと本線に囲まれましたエリア内に位置し、盛り土整地されて、現在道路機能を喪失しておりますので、廃止するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 35 号議案 市道の路線廃止については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 35 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 26、第 36 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 36 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。人権擁護委員の若井健一さんは、平成 29 年 6 月 30 日をもって任期満了になりますが、引き続き人権擁護委員の候補者として、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、法務大臣に推薦するに当たり、議会のご意見をお伺いするものであります。

若井さんは、1 期 3 年間、人権擁護委員としてご尽力いただき、人格、識見とも優れた方です。なお、任期は平成 29 年 7 月 1 日から平成 32 年 6 月 30 日までの 3 年間となります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。第 36 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

全員起立。よって、第 36 号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議 長 日程第 27、第 37 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 37 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。人権擁護委員の岡村光枝さんは、平成 29 年 6 月 30 日をもって任期満了になりますが、引き続き人権擁護委員の候補者として、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、法務大臣に推薦するに当たり、議会のご意見をお伺いするものです。

岡村さんは、1期3年間、人権擁護委員としてご尽力いただき、人格、識見とも優れた方です。なお、任期は平成29年7月1日から平成32年6月30日までの3年間となります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。第37号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第37号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

〔「済みません、先ほどの議案について確認したいのですが」と叫ぶ者あり〕

○議 長 はい、どうぞ。

22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 ちょっと私、確認したいのですが、第21号議案と第22号議案について、9番議員と2番議員が、討論の中で報酬審議会についての話をしたわけです。2月1日に開催された報酬審議会では、今回の期末手当の値上げというか、上げることに対しては触れられていないのに、2番議員の方は根拠がないのに上げるのはおかしいというような要点を言いましたし、また、9番議員の方も同様の発言をしたのですが、片や討論の中でまた19番議員のほうは、報酬審議会は本給だけやるというふうな趣旨で話があったわけです。

相反する中で、私のほうもずっと手当については報酬審議会にかかわらないと思っていたので、これは2番と9番はちょっと勘違いをしているのではないかと勘違いしているというのか、発言に間違いがあれば削除するべきではないのかと私は思いがあるのですが、そのところをどういうふうに思っているのか。必要であれば私は削除するべきだと思うのですが、その点、どういうふうになっているのか、ちょっとお考えを聞かせていただければと思うのですが。

○議 長 今のは動議ではありませんよね。（「動議ではありません」と叫ぶ者あり）
動議でなければ承っておきます程度で、動議であればあれしますけども。

ちょっと私が発言をさせていただきますが、暫時休憩といたしまして発言をさせていただきますけれども、よろしいですか。

〔午後2時09分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午後2時11分]

○議 長 日程第28、第38号議案 平成28年度南魚沼市一般会計補正予算(第10号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第38号議案 平成28年度南魚沼市一般会計補正予算(第10号)につきまして提案理由を申し上げます。本補正は歳出2款1項7目企画費の移住・定住促進事業費の100万円を繰越明許費に追加するものであります。これは地域再生推進法人への出捐金であり、当面の運転資金とするものであります。この事業にかかる歳入歳出予算は、今定例会初日の一般会計補正予算(第9号)、ここで議決をいただいたものであります。地域再生推進法人の設立に向けて、関係各位と協議を進めてまいりましたが、各企業の稟議、決裁、これらなどに時間を要しておりまして、公証役場での定款認証、及び登記申請が年度内に完了困難と確認をされたため、改めて繰越明許費を設定したいものであります。

なお、この一事業と補正予算(第9号)で設定いたしました16事業を合わせて、繰越明許費の設定は17事業14億4,486万円となります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今ほど市長から説明がありました。CCRCに絡む問題でありますので、若干質問をさせていただきます。このたびの一般会計予算の審議の中にも出ました。直接これはソフトの部分という話も聞くところには聞くのですが、きょうの新潟日報にも出ていますように、CCRC南魚沼版ということになると、どうしてもこの居住棟の関係があります。そして、一般会計の賛成討論の中にもありましたけれども、企業の姿勢と、要するに判断がまだ出ないということですが、市長が答弁したのは、従来どおりのインフラ整備以外の出費はないという考え方をしていたわけでありまして。それが3月末には大体協議が整うのではないかとというような話も、今回配られた中ではあるのです。

そういった問題を加味すると、それに並行して進んでいたのがこの法人登記ということだと思うのですね。その法人登記をすると、4月から稼働という、4月のいつに登記できるのかわかりませんが、ちょっとなぜ3月中にできなかったかと。要するに一年来の計画ですよね。3月末までには法人登記がされるといいながらできなかったということになると、私はちょっとこの大事業に関して、何か齟齬があるのかという感じがちょっとするのですが、経過からみてどんな感じでしょうか。

当然、想定していた仕事がこうなるということは、ちょっと考えられないと。そして、確実性をもって2月17日に我々が一般会計補正予算の議案もいただいているわけでありますよね、2月半ばに。ちょっとおかしいと思うのですが、どんな経過でこうなるのか。そんなに直前にばたばたやらなければならないものかというあたりをひとつお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 今ほど壇上から説明申し上げたとおり、各企業の稟議、決裁等に時間を要しておりということを申し上げましたが、細かいところにつきましては、特命部長のほうから答えさせますのでよろしくお願いします。

○議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 今回の推進法人のほうの法人の手續の遅れということでございます。議員さんのほうで今ご質問の中にあります関係ですけれども、この推進法人、地域再生計画に基づく推進法人でございますけれども、ここの法人が施設の整備をすることではないことはご理解をいただければと思っております。

また、この議会でも予算の関係でも、大変議論のところになりましたリスク負担、居住棟に対してのリスク負担でございますけれども、これにつきましてはこの法人の設立とは違う部分での協議ということでご説明申し上げているところですので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 リスク負担の問題はこれと影響しないといいながらも、我々に示されている全体像というのは、当然この法人が関与していくという形だと私は思っているのです。それは1点聞きます。

それから、リスク管理について私は関係すると思っておりますので、リスク負担の問題は関係すると思っております。ですから、それが我々には施設の全体計画、要するに総事業費も示されなくて、そして、事業主体もなかなか明確になっていない、でもこれは進めるのだということしか聞こえないのです。ですから、あれだけの施設をつくるということになれば、平米数まで出ているわけですから、概算はもう完全に出るわけですから。それがためにではどうという計画をすると、どれだけの負担がかかる、だから安全率をみるとだめだと、こういう話で市、お願いしますと、こういうことだと思っておりますね。まず、それがハードの部分の話。

それで、もう一つは、法人を設立するに当たって、その法人の内容がほとんどわからなくて、我々は予算を通過させているということですよ。ですから、定款ぐらいは、何が遅れているかは知らないけれども、定款を示されなくてこれがどんどん進んでいくということであると、もう少し資料を提供して、私は「遅れましたが、4月半ばごろには登記になると思いますが」というぐらいの説明があつてしかるべきでないかというふうに私は感じたのです。

大事業をしている中で、もう法人はつくらなければならないというのは周知のとおりでいいながら、なぜ間に合わなかったかということになると、私はちょっと違うと思うのです。そして、我々は会社の内容もほとんどわからない、ただ300万の中の100万は市が出すのだということぐらいですよ。それについてどういうふうに所見を持っていますか。

○議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 全体の構想の話でございますが、これは当然に居住棟も含めた地域再生計画になっておりますし、このCCRCの関連の施設整備関係も、当然全体の中には含

まれているということでございます。ただ、議会の説明会のほうでも、全体のスケジュールが遅れているということは説明申し上げたとおりです。その際にも施設整備をするところの協議の部分、それから法人化を進めて地域再生計画のほうを進める部分を、お示ししながら説明申し上げたところでございます。

したがって、その中でもリスク負担について、今、立ち上げますこの法人が直接中に入ってくるということはないというふうに申し上げているところですし、実際にもございません。また、法人の内容がわからないということでございますけれども、法人設立の趣旨、それから実際に担うべき機能、それから実際に実施する事業の内容、これらにつきましても法人の設立準備状況ということで資料をお示ししながら説明したところでございます。

当然ですが、その中には居住棟の所有ですとか、整備ですとか、そういったことは一切入っていないということでございます。その辺で、もし資料に入っているようでしたら、またご指摘いただければと思っております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今ほどの答弁でやはり、そのハード部分のリスクの問題は、この法人には全然関係ないというようなお話を、今したと思います。私はでも全体をつかさどるその推進法人だというふうに考えると、もし、リスクを市が飲まないということになると、できませんと言われた場合、そうした場合はその施設建設は、当座、今、表示されているものに関してはできなくなったとき、法人というのは何らかの修正を加えなければならない事態になりませんか。どうでしょうか。

○議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 議員がおっしゃるような事態が生じ、この議会のほうでリスク負担のことで今後、協議をまたいただくことがあるかもしれませんが、その際にそれが否定された場合につきましては、施設整備は進まないということになります。その場合であっても、生涯活躍のまち、それから地域再生計画のほうの推進につきましては、特に影響がないものと。施設整備はできませんけれども、それによりまして総合戦略の基軸事業に据えておりますC C R C構想全体の全てがとまるというようなことではないというふうに認識をしているところでございます。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 この法人ですが、かなり長期にわたる、また責任の大きい組織になると思っています。1点だけ念を押しておきますが、例えばさっきのC C R Cのリスク負担の話です。市長答弁の中では、議会の決定を尊重すると、従うというような意味の答弁がありました。これからつくろうとしているこの法人ですね、これと、リスク負担についての議会への投げかけといいますかは、どちらが先になるのですか。どちらが先行しますか。

○議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 これも資料をお示しして全体スケジュールでお話したとおりでございます。リスク負担の最終決定のほうは、9月のころになるかというふうにふんでおります。

今現在、こちらの推進法人のほうの設立準備は進めているところでして、この100万円出捐という形で、それを原資にしまして運転資金に充てるということでございます。

会社の設立自体は、一般社団法人の非営利というタイプでございますので、この出捐による基金の造成というのは要件にはならないのでございますけれども、あえて運転資金としてお願いするものでして、議会の皆さんに対してのリスク負担、居住施設の建設に対してのリスク負担云々につきましては、この法人の設立とは関係ない部分で進めてまいりますので、重ねて申し上げます。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 私の聞き方がちょっと悪かったと思っておりますが、そのリスク負担の件については、この法人に先に諮問するのか、我々議会のほうへ先に相談するか、その順番を私は聞きたかったのです。

○議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 大変失礼いたしました。こちらに諮る前にという話にはならないというふうに考えております——失礼しました。議会の皆さんの前に、法人に諮るというのはないというふうに考えております。

ただ、いろいろな事業を連携して進める団体ですので、お諮りするということにはならないのですが、情報交換をしていくケースは出てくると思います。ただ、議会の皆さんにも再三申し上げているとおりで、9月になる前も、特にリスク負担につきましていろいろな状況が出てきた場合につきましては、その都度資料を提示申し上げ、説明を申し上げるというふうに申し上げているところでございます。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦。

○寺口友彦君 この15日に協議会のほうで示された、この法人への出資の部分で了承という部分がありましたけれども、あと3社、3法人かわかりませんが、これについても名前が公表できるのであればしていただきたいですし、まだそこが、交渉が決まっていない、名前も挙げられないと、挙げられないけど3社であるというところなのかをお聞かせを願いたい。

私は一般質問でやりましたけれども、こういう法人は非常に私は危惧するものであるから不要であると。ただ、補正予算に対しては賛成をしましたがけれども、執行しなくてもいいものだという形で賛成をしたわけなのですが、この3社が今の時点で名前も挙げられないというのであるならば、この法人自体は相当時間をかけてもむべきだというふうに思っています。この名前のほうの公表は今できますか。

○議 長 地方創生特命部長。

○地方創生特命部長 名前のほうは今現在事業者さんと協議が整ったわけではございませんので、この場では控えさせていただきます。ただ、今まで説明しておりますとおりで、大和地域の商工業者さんということで、資料等は書いてあると思っておりますが、そういったエリアの皆さんから、そういった範囲の皆さんから参画をいただくということで協議を進めている

ところでございます。後追いでご参加いただけるような形にはなってくると思います。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。まず、最初に原案に反対者の発言を許します。

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私はこの一般会計補正予算、第 38 号議案ですが、反対の立場で討論に参加いたします。極力やさしい言葉で書いてみましたが、皆さんからくみ取っていただいて、賛同していただければというふうに思っております。

CCRC推進協議会で議論を重ねてきた中で、一番の関心事は施設整備であったと思います。今議会でも最も関心を集めた問題は、協議パートナーの市へのリスク負担の提案でした。共用施設は市が保有して整備する、居住棟の空き室の家賃補償を市にさせていただきたい、用地は市からの賃貸か使用貸借、無料をお願いしたい、このことであったと思います。当初市の役割はインフラ整備などで、企業が開発するから財政負担はわずかといわれていました。市の方針はこれと変わらないとの答弁をいただいているところであります。

パートナーからの提案があって、11 月の末です。それから4か月がたとうとしています。先般配られた資料からいいますと、3月末をめどにパートナー企業らからの返答がくるものというふうに私は推測はしました。それまでに事業実現の基本ステージ計画の作成を進めているというが、問題点の整理ができてくるか、私はこれがどうも今の質疑から見ると定かでないことがわかりました。

今回の議会でたび重なる市長答弁でも、リスク負担については含みを残す答弁が繰り返されました。担当に伺うところによれば、南魚沼版CCRCはハード事業だけでなく、ソフト事業が特徴であって、パートナーグループが事業性の検証の結果、見込みが立たなければ断念があり得るとも聞きました。提案されているハード事業が断念となれば、相当な計画変更が生じるものと私は考えます。

また、居住施設計画がないとしても、他の方法を考えながらソフト事業は進めなければならぬそうであります。それを進めるための法人設立と、立ち上げ初期の運営に必要な資金の予算だとも、ただいまもお聞きしたところでございます。

推進法人を3月中に設立の予定が遅れているということでのこの議案の提出であります。定款も示されず、その事業が市に及ぼす影響も議論されずに進む法人設立は、いかなるものかと考えます。しっかりと準備ができた段階で議会の判断を仰ぐ姿勢が必要ではないでしょうか。

したがって、私は今予算は準備不足ということで、繰越明許をしないこととし、否決することを求めるものであります。協議パートナーの結果を待って、進めるべきものではないでしょうか。その結果によっては、計画の見直しも必要になるでしょう。その上で法人設立の

準備をしっかりと進め、定款を示し、会社の全容を示し、CCRCとのかかわりも示し、新たに補正予算案として提案すべきものと考えます。

先ほども申し上げましたように、議会の判断をその時点で仰ぐべきではないでしょうか。見切り発車のな予算執行は慎むべきです。よって、本議案に私は反対を求めるものであります。皆さんの賛同をよろしく願いしまして、反対討論といたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

4番・永井拓三君。

○永井拓三君 私は第38号議案 平成28年度南魚沼市一般会計補正予算（第10号）について賛成の立場で討論に参加いたします。私を含めこの26人いる議員の中に、Uターンを経験されている方も数多くいると思います。私もIターン、東京から移住をしてくまして、こちらに移住をしたということに関しては、確実に決め手があったから来たわけです。一方でUターンに関しても、市長は若者を呼び戻せるような南魚沼市をつくり上げていくということを宣言されております。当時、恐らく皆様がUターンをされてこちらに戻ってきた際には、その当時のUターンする理由、決め手があったはずで。

少しさかのぼってみます。少しではありません、失礼しました。大幅にさかのぼってみます。明治後半は実は新潟県は日本で一番人口が多かったということは、皆様選挙のときに各々が口にされているような事項であると思いますけれども、その一番の決め手だったことは、恐らくその当時、食料に困っていた日本の中で一番食料が豊かだったというのが、新潟県の決め手だったわけです。

過去にさかのぼれば過去の決め手があり、現在は現在の決め手があり、当然未来には未来の決め手がある。17番議員の一般質問やさまざまな発言の中から、未来には介護難民があふれる、首都圏からの介護難民が多くなるということをよくおっしゃっています。それをしっかりと噛み砕いて飲み込むと、恐らく日本全体に将来的に介護需要が増えていく。CCRCという1点のことであれば、それに対する反対は恐らくあると思います。ただし、この補正予算も含めて、移住・定住を推進していこうということに対して、前向きな予算を使っていこうということは、まち全体を活力のあるものに仕上げていこうではないかという考え方のあらわれだと思っています。

CCRC1点のみの議論であれば、それはまた別の議論だと思います。これはまちづくり全体、移住を促進して、まちの活性化を図り、若者も含めて南魚沼市に移住を推進していこうという予算のあらわれだと思っています。それで私は、それが理由でこの補正予算には賛成といたします。皆様から多くの賛同を求めます。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 38 号議案 平成 28 年度南魚沼市一般会計補正予算(第 10 号)、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 38 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。議会運営委員長から所掌事務について、各常任委員長から所管事務について、それぞれ会議規則第 111 条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申し出があります。

○議 長 お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

○議 長 以上で本定例会に付議された事件は、全て議了をいたしました。

○議 長 ここで上村福祉保健部長、近藤建設部長、中島教育部長からそれぞれ退職の挨拶の発言を求められておりますので、これを許します。

まず、上村福祉保健部長から登壇してお願いをいたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 高いところから失礼いたします。今ほどは提案しました全ての議案につきまして可決をいただき、まことにありがとうございました。議員の皆様には 2 月 27 日の初日から長丁場にわたる 3 月定例会、大変お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

せっかくの機会をいただきましたので、退職の挨拶をさせていただきます。簡潔明瞭にしますので、しばしご静聴をお願いしたいと思います。

私はこの議場に席をおきまして 9 年間、城内診療所事務長、保健課長、それから最後は福祉保健部長、9 年間席を同じくさせていただきました。針のむしろとは言いませんけれども、決して座り心地のいいとはいえない場所で、議員の皆様鋭い指摘ときつい言葉もいただきましたけれども、中でも温かい支援の言葉もいただきました。最初は緊張の毎日でしたけれども、皆さんの市を思う温かい心に励まされ、緊張の氷もとけ始め、何とか務めることができました。本当に皆さんが南魚沼市を愛し、発展させたいという一心の心によって、私のモチベーションも何とか保つことができ、今日を迎えることができました。大変ありがとうございました。

その中におきましても、私も十分な答えができたかどうか、大変自信のないところであります。時には失礼な言葉も吐いたかもしれませんが、退職に免じてお許しいただきたいと思っております。

私は昭和 54 年旧六日町の職員に採用され、以来 3 人の町長と 2 人の市長のもとで行政に携

わってまいりました。38年間という長い間でした。この間の一番の思い出としましては、いろいろありますけれども、平成16年11月1日に大和町と六日町が合併して、新生南魚沼市が誕生しました。その際の合併事務局の職員として合併の準備に携わることができました。その中でいろいろな職員、他町の職員の皆さんと交流をし、また、それぞれの議会の皆さんとの交流の中でいろいろな考えを学ぶことができました。幸いにして合併が成就し、その後の14年、皆様とともに市政を考える中で、このことが私にとって大きな財産として残っております。今後この経験を生かして、また市民として市政の発展のために尽力をしたいというふうに考えています。

私の座右の銘といいますといろいろあります。二本松城址の戒石銘、それから佐藤一斎の言志四録の言葉、それから林市長が掲げました五省です。そういったものも今後の人生の中で大いに生かしていきたいと思いますが、中でも心にとめておりますのは、「未ついに海となるべき山水も しばし木の葉の下くぐるなり」これは著名な政治家が口にした言葉で、私ごときが口にすることははばかれるかと思いますが、私はこの言葉を、今は雌伏のときであっても、いずれ努力は報われ、それが成就するときが来る、ということを中心にとめて行政に携わってまいりました。まだ大海に出るには至らず、その辺のよどみでうろうろしているかもしれないけれども、いずれはあの海に出て、きれいな水の中で生活をしたいというふうに考えております。今後、大きな努力が必要かと思いますが、皆さんからもご指導、ご鞭撻をお願いしたいと思います。

南魚沼市はこれからもまだまだ課題が山積しております。皆様の力を借りなければ成しえない問題も多々あります。林市長のもとに、職員一同頑張らせて参りますので、これからもご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

最後に1つだけわがままを言わせてもらいますと、市民病院もゆきぐに大和病院も大切な病院ですが、城内診療所も忘れずにご支援をいただきますようお願いいたします。年に1回か2回はどうぞ足を運んでいただいて、診療収入に貢献をしていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願い致します。

終わりになりますけれども、これまで賜りましたご厚情に感謝申し上げますとともに、議員各位の今後のますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、あわせて南魚沼市のますますの発展をご祈念申し上げまして、退職の挨拶といたします。これまで長い間、本当にありがとうございました。お世話になりました。

〔拍手〕

○議 長 次に近藤建設部長をお願いいたします。

○建設部長 退職に当たりまして、お時間をいただきましたことに感謝申し上げます。そして、この日を迎えることができたのは、議員の皆様のおかげ、そして執行部の皆様のおかげだと思っております。いろいろ考えてきたのですが、「おい、敏夫、そんなにうまく話すなよ」とずっと思っていました。これほどうまく話できませんのでご容赦いただければと思っております。

私は昭和 55 年に旧六日町役場に採用になりまして、きょうまで 37 年間勤めさせていただきました。最初、建設課でして、それ以降、現場のあるところだけ、俗にいう事業課というところですけども、そういうところで仕事をさせていただきました。初めて現場のないところに配属になりましたのが、6 年前、55 歳で頭がもう現場しかないがちがちのときに、なぜか企画政策課にいけということ、いじめとも思われるような異動をさせられました。

その年、6 月に第 2 回グルメマラソンが開催されまして、当時グルメマラソンは担当が企画でした。そこにいる清水さんから「課長はとにかく医療班の係長をしてくれ」というようなことで、救護班でしたね、救護班の係長をさせられました。救護班では現場にコンテナを搬入しまして救護室にするために、ベッドや医療品を整え、レースが始まりましたら体調が悪くなった方々を搬送し、処置するという係でございました。幸いにも大きなけがとか具合が悪くなる方もいらっしゃらず、無事大会が終わりまして、その後、役員はみんなで後片づけをさせていただきました。

その救護室はコンテナハウスだったのでですけども、その中にエアコンがついていまして、当然室外機というのが必要でして、外部についておりました。それがまたこんな位置なので、室外機の位置が。室外機をセットするための盤があったんですけども、その角に不覚にも作業中に頭を強打いたしまして、出血がとまらなくて、救護班でしたので先生がいらっしゃいまして対応していただきました。一言、ここではだめだと。病院に行けということで、仲間から大和病院に連れていってもらいました。

グルメマラソン実行委員会として、万が一の場合に救急搬送するというお願いを大和病院にしていたんですけども、唯一搬送されたのが救護係長の私でして、切ないやら恥ずかしいやらで病院に行きました。先生からは医療用ホチキスで 8 針だったと思いますけども、傷口を処置していただきました。最後に傷口にばい菌が入らないようにということで、10センチ四方のガーゼをここに張られました。こんなのがそんなガーゼをして効くのかどうかという疑問はありましたけども、3 日後に来るまでそのままということでしたので、その格好で家に戻りました。

家族はどうしたのと言う前に大笑いで、その姿を自分でも鏡で見ましたけれども、もう笑わずにはいられないのですね。どうしようもありませんので、そのまま次の日、スーツを着て出勤しました。その姿も自分でも笑いましたけれども、その日が 6 月議会の初日として、この議場デビューの日でした。そんな姿で議場に入りました。議員の皆様方が今度の課長は何だというような、にやにやするまなざしでいらっしゃるのがよくわかりましたし、以前から顔見知りの方は、心配そうに近寄っていただきまして、どうしたのだというやさしい言葉はかけてもらいましたけども、目が笑っているのですね。やっちゃったなというような表情で見ているのがよくわかりました。それは仕方がないことで、救護係長が救護されて、しゃれにもならない話です。

初日からそんな恥を議場でかいておりましたので、開き直ればいわけなのですけども、性格が気が小さいものですから、なかなかそうもいかず、トラウマになったわけではありま

せんけれども、議場に入ると妙に緊張しますし、心拍数が上がります。そんなことから皆さんにご説明する際にも声がうわずったり、早口になったり、時には自分でもまとめようがないような話になってしまって——なんて今もそれに近い状況なのですけれども。思いますに、私はこの議場が生理的に合わないのですね。(笑い声あり) きょうが最後かと思うと本当に安心しているのですけれども、何とかこんな私ですが、建設部長としてこの場に立たせていただいております。

皆様方には答弁の際に、大変失礼な発言もあったかと思っておりますけれども、いたらぬ私を広い心で、そしてやさしいまなざしで見守っていただいたことにつきましては、感謝いたします。何て言いますと、上段のほうから、ばか言ってるのではないと。議場はそんな甘くないのだ、しっかりしろという声が聞こえてきそうですけれども、そんな言葉も胸に受け止めて、ただただ、皆様方に感謝の気持ちでいっぱいでございます。

結びに、南魚沼市議会のますますの発展と議員の皆様、そして執行部の皆様方のさらなるご活躍をご祈念申し上げまして、感謝の言葉にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔拍手〕

○議 長 次の中島教育部長お願いをいたします。

○教育部長 どうもありがとうございます。声のように風邪気味なものですから、両部長のようにうまく話はできませんので、ちょっと書き物を書いてきました。お聞きいただけたらと思います。

議員の皆様、林市長が自分の信念に基づいて議論を交わす、この議場のこのひな壇に立たせていただきますことは、本当に名誉なことだと思います。ありがとうございます。

私も昭和54年の4月に大和町役場職員として奉職以来、南魚沼市誕生の1年7か月だったかと思っておりますけれども、激動の合併事務局の一員としまして、少しはこの合併の事務にかかわることができたということでございます。その中で新市将来構想策定委員会というものがございまして、その最後の慰労会の席で、皆様方から胴上げをしてもらったということが、私の市職員としての長い人生の中で、一番の誇りに思う思い出として残っております。

学も才も如才さもございませんで、凡庸でコンプレックスの塊というような性格でございましたが、それぞれの異動職場をまずは天職と考えまして、自分の立場、位置、居場所づくりを心がけ、逃げないような姿勢で使い勝手のよい仕事人間として心がけてきました。大きな存在でありました先輩、団塊の世代の皆さん方と、若いこれからの世代の世代交代のつなぎ役というような立場を意識しながら、ここまで、これまでの経験を若い人たちにも伝えてまいりました。これまでチームの仲間として、一緒に働いていただきました先輩、同僚、後輩、また業務への応援団として暖かくも、時には行政が市民目線から離れないようにと厳しく叱責、ご指導いただきました議員の皆様方に改めて感謝申し上げます。

この2年間、南雲教育長のもと、教育問題に正面から取り組む教育長メモ、これがあります。ことしすべきこと、今月すべきこと、今週、きょうすべきことということで、部長とし

てどこまでその教育長が求めていた業務に対して、責任を果たし、貢献することができたのか。全て全うできたとは思っておりません。

そんな中ではありますけれども、私が次に大切に引き継ぎたいと思っていることの1つに、「学びの郷南魚沼プラン」のグランドデザインがあります。これは「学びあい、教えあい、伝えあい、そして輝く、わたしと地域」これはコミュニティーの世代を超えた人がつながる仕組みとデザインをすること。大事なものは人づくり。そしてそんな人と人との関係をつくることで、市民自身が地域課題解決の主人公となり、学び、教え、伝え合う、その取り組みを組織化、ネットワーク化していくことで、この地域らしい人の循環社会を構築していこうという提案でございます、と、私は解釈しております。

この地域で生まれ育ち、外で学び、お仕事でご活躍された方たちや、移住してこられた学識経験者の方も委員に加わり、13名でこの地域の魅力を俯瞰しながら、この地で生活して感じ、考えたことを率直に熱く語り合い提案しているプランのグランドデザインでございます。私はこのプランを生涯学習だけの分野はなく、市のデザインを考える上でも、多くのヒントを提言している、価値ある内容のものだと思っております。

このプランが育ち、機能するときには、この地は住む人にとってとても居心地のよい共生社会であり、外部の人から見ても、三国山脈の峠を越えた先に、かつてイザベラ・バードが米沢置賜盆地を旅して表現した、東洋のアルカディアのような、自然豊かで隅々まで人の手が加えられた整然とした農園と民家の風景、美しさと勤勉、安楽に満ちた魅惑的な地域として、ここに立ち止まり、癒やされたい、旅してみたい、生活してみたいと思える豊かな魅力を持つ地域として生き残っていけるのではないかと考えております。

この後は大きく成長しております後輩の皆さんが、知恵と感性、そしてチームワークできっとやり遂げてくれるものと信じております。妻からはいろいろな面で劣化が激しいと指摘され、時にはうつむき、自覚する日もありますけれども、ごく最近まで、早く解放されたい、両親の介護と農作業をしながら、自分の時間を自分で考えて使いたい。そして何かボランティアでもして社会の役に立ちたいというふうな気持ちでございました。「粗にして野だが卑ではない」、これは若いころ読んだ城山三郎の小説「粗にして野だが卑ではない―石田礼助の生涯」という元国鉄総裁だった石田礼助が国会の答弁で発言した言葉であります。改めてこの言葉の意味をかみしめながら、うつむき加減にならないよう心がけて第二の人生を、再度つなぎの役目をもって踏み出したいと考えております。

市政の最高意思決定機関の両輪として、皆様の議論がますます深まり、南魚沼市の発展をご祈念申し上げまして、お礼と感謝にかえさせていただきます。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議 長 それでは、私のほうから退職者の皆様に一言挨拶をさせていただきます。読ませていただきます。

ただいまご挨拶をいただきました3名の幹部職員をはじめ、長年勤務され、この3月限りで退職される多くの退職者の皆様方に、議会を代表いたしまして一言御礼の言葉を申し上げ

させていただきます。ここにおられます3名の方々におかれましては、本当の長きにわたり南魚沼市発展のため、地域住民の安全・安心、福祉の向上、さらには地域医療の充実のため、本当に一生懸命ご努力をいただきましたことに、心から敬意と感謝を申し上げさせていただきます。

長きにわたり奉職いただきましたが、今月末をもって退職の日を迎えようとしております。思い出してください。新採用職員として初々しい気持ちで最初に勤務したときのこと、また、中堅職員として、夜遅くまでバリバリ仕事をこなしたときのこと、そして幹部職員として指導力を発揮したときのこと。喜びもあればつらかったこともあろうかと思えます。本当に多くの出来事と思い出がつまんでいることと思えます。長い歳月は個々に大きな試練を与えたけれども、その何倍もの喜びや達成感がわき上がり、今現在、皆様方の心は晴れ晴れとした感があるのではないのでしょうか。

合併後、多様化する住民ニーズの中、市民が主役の行政の展開をはじめ、大震災、豪雪、豪雨災害時の非常事態対応で、第一線でご活躍されました。これらをはじめとした皆様方のご活躍は、井口市政のまちづくりの実現に、そして林新市長の船出に欠かせないマンパワーであったことは改めて言うまでもありません。皆様方が指導した後継者は、必ずや立派な幹部職員となることと思っております。

私たち議員も次の議会に皆様方の顔が見えない、本当にさみしい面もありますが、公務員卒業は第二の人生のスタートということでもあります。まだまだ気力、体力的にも若いと思えますので、健康に十分留意されまして、今まで培われました技術、能力を生かしながら、一市民としてご活躍をいただき、私ども議会にも、暖かく、また力強いご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、感謝と御礼の言葉とさせていただきます。大変長い間、本当にご苦労さまでございました。南魚沼市議会議長 黒滝松男。以上です。

〔拍手〕

○議 長 これをもちまして平成29年3月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間ご苦労さまでございました。

〔午後3時02分〕